

令和9年度 調布市 保育施設入園案内



申込みは電子申請をご利用ください！

(保護者どちらかのマイナンバーカードがあれば申請可能)

来庁不要で、いつでも申込み可能！詳しくは P.5へ



申込み



変更

書類の追加提出・
希望園の変更など

書類は PDF 形式または写真で添付してください。

Excel 形式での添付はお控えください。

(受付期間前の申請は無効です。)

調布市 子ども生活部 保育課 保育・幼稚園係

〒182-8511 東京都調布市小島町2丁目3番地1
電話 (042) 481-7132~7134

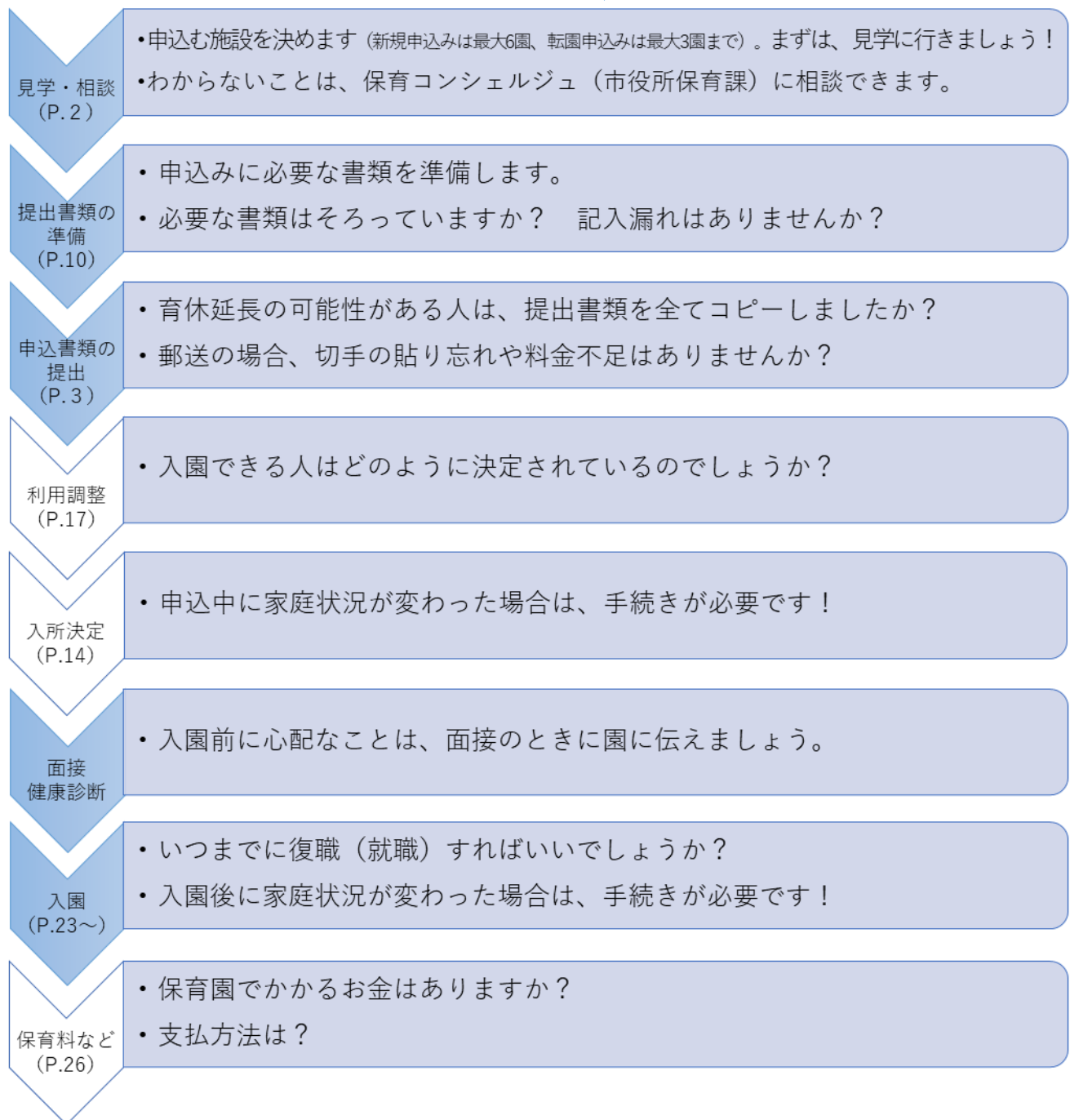
認可保育園 入園までの流れ



保護者が行うこと



市が行うこと



令和9年度からの主な変更点

- ・ 選考（利用調整）における認可外保育施設等を月ぎめ利用していることによる加点・優先において、有償の施設であるかどうかは問いません（加点・優先対象となるには他に条件がありますので、詳しくは P.19,20 をご覧ください）。
- ・ こんべいという保育園・たんばぽから卒園して他の認可保育園に入園した場合や、市外の認可保育園から市内の認可保育園に入園した場合に、下の子の育児休業取得中であっても復職は不要です。
- ・ 入園日時時点で下の子の産前産後休業取得中の場合、復職することなく育児休業の取得が可能です。（ただし、P.19 第2表の類型番号4・5や第3表の項目3の優先・加点がつく場合は、下の子の産前産後休業取得終了後に育児休業を取得することなく復職が必要です。）
- ・ 令和9年4月から延長保育時間を19時までに変更する予定の保育園があります。詳しくは、P.36 をご覧ください。
- ・ 子供の家こすずめ保育園（本園）は、今後工事の予定があり、令和9年度から分園を本園に統合する予定です。

目次

I	はじめに	1
1	施設の種類	1
2	保育施設を利用できる方	1
3	認定について	1
II	施設選びのポイント	2
III	認可保育園・家庭的保育事業の申込み方法	3
1	受付期間	3
2	提出方法	5
3	新規申込み・転園申込みに必要な書類	10
4	申込みから決定までの流れ	13
5	申込み後から入園前までに家庭状況が変わった場合	14
6	市外からの申込み、市外への申込みについて	15
7	選考（利用調整）について	17
8	育児休業明け入園予約制度について	21
9	早生まれ枠について	22
IV	入園内定後について	23
1	入園直後の手続き	23
2	転職・育児休業からの復職	23
3	保育の必要量	24
4	慣らし保育	24
5	現況届出書の提出	24
6	カスタマーハラスメントに対する取組	24
7	保育園等における虐待や不適切な保育に関する相談窓口	24
8	入園後に家庭状況が変わった場合	25
9	保育料（利用者負担額）・給食費・延長保育料について	26
10	休日保育	26
V	よくある質問 Q & A	27
VI	記入例	29
	コラム「育児休業給付金の延長手続き」が変わったことをご存じですか？	32
VII	保育施設一覧	34
1	認可保育園	34
2	認可外保育施設	37
3	その他の保育サービス	39
VIII	幼稚園	41

はじめに

1 施設の種類

調布市内にある施設の種類の種類です。ご家庭の保育のニーズに応じて選択してください。

施設の種類の種類	保育施設						教育施設
	認可保育園 (P.34)	家庭的保育事業 (P.36)	認可外保育施設				幼稚園 (P.41)
			東京都 認証保育所 (P.37)	企業主導型 保育事業 (P.38)	その他の 認可外保育施設 (P.38)	家庭福祉員 (P.37)	共同実施型 家庭的保育事業 (P.37)
対象年齢	0～5歳児	0～2歳児	施設により異なる			0～2歳児	施設により異なる
申込み	保育課に申込み		各施設に直接申込み				
保育時間	原則7:00～ 18:00 ※延長保育は、 施設により異なる	原則8:30～ 16:30	施設により異なる				
保育料	無償 (3歳児クラス以降は給食費がかかります)		施設により異なる				

2 保育施設を利用できる方

保護者全員が、以下のいずれかに該当している必要があります。

保育が必要な理由	保護者の状況	入所可能期間
不存在	死亡、行方不明、拘禁などの理由でない	必要な期間
就労	月48時間以上、働いていることを常態とする	就労している期間
疾病・障害	病気やケガ、または精神や身体に障害がある	療養を必要としなくなるまで
妊娠・出産	申込児以外の妊娠中または出産後で休養が必要である	出産予定月（出産月）と その前後各2か月間（合計5か月）
介護・看護	申込児からみて3親等以内の親族（申込児以外）を介護または看護している	介護または看護の必要がなくなるまで
災害復旧	火災・地震などで自宅を失ったり、破損したため、復旧を行ったりしている	必要な期間
通学	月48時間以上、大学や職業訓練校、専門学校等に通っている	就学している期間
求職活動	仕事を探している	3か月以内

3 認定について

保育施設や施設型給付幼稚園（P.41 参照）を利用する場合は、下記のいずれかの認定を受ける必要があります。

認定区分	申請対象	利用可能施設					
		施設型給付 (新制度) 幼稚園	認定こども園※		認可保育園	家庭的保育事業	企業主導型保育事業
			幼稚園部分	保育所部分			
1号認定	満3歳以上で、教育を希望する場合	○	○				
2号認定	満3歳以上で、「保育が必要な理由」に該当し、保育を希望する場合			○	○	○	○
3号認定	満3歳未満で、「保育が必要な理由」に該当し、保育を希望する場合			○	○	○	○

※ 令和9年4月時点で、調布市内に認定こども園はありません。

※ 認可外保育施設（企業主導型保育事業を除く）や私学助成幼稚園を利用するには、上記の認定を受ける必要はありませんが、幼児教育・保育の無償化の対象となるには、「子育てのための施設等利用給付認定」を受ける必要があります。詳細は市ホームページをご覧ください。



II 施設選びのポイント



■ 「保活ワンストップサービス」をご利用ください

保育施設の情報収集や見学予約（一部の施設を除く）がスマートフォンやパソコンでできます。

※ 東京都が実施する「保活ワンストップサービス」は令和9年3月末で終了する予定です。

■ 見学に行きましょう

以下のポイントを参考に、気になることは聞いてみましょう。



見学のポイント

☐ 施設の様子

・明るさ、清潔さ、安全面（避難経路） ・園庭 ・設備や備品、おもちゃ ・トイレ など

☐ 施設長・保育士の様子

・子どもにどのように声をかけているか ・笑顔で接しているか など

☐ 子どもの様子

・子どもの表情（楽しそうに遊んでいるか、のびのびしているか） など

☐ 施設の方針

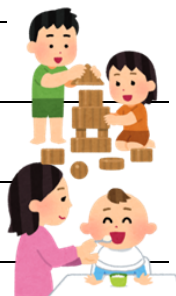
・保育目標、方針 ・行事のありかた ・異年齢保育 ・連絡帳 など

☐ 給食やおやつ

・内容 ・食育への考え方 ・アレルギー対応 など

☐ その他

・自宅からの距離（行き方） ・入園前に準備するもの ・施設全体の雰囲気 など



■ 保育コンシェルジュに相談できます

平日8：30から17：00まで、市役所3階保育課にて予約不要で相談できます。

■ 調布市子育て応援サイト「コサイト」も参考に

保育園の情報を掲載しているホームページです。ぜひご利用ください。

コサイト>まち情報>子育て関連施設



保育にあたって特別な配慮を必要とする場合

保育園は、すべてのお子さまを安全にお預かりすることが前提の施設です。

そのため、申込みされるお子さまの状況によっては、保育園の状況や職員体制、設備面などにより、受入れが困難と判断される場合もあります。

例えば・・・疾病、障害、特性の程度、発達の状況、アレルギーなど

申込み前に、希望する保育園へお子さまと一緒に見学または電話等で相談していただき、希望する保育園での集団保育が可能と確認をしたうえで、希望園の決定と申込みをしてください。

保育園内定後、内定園への事前の見学や確認がなかったことにより、面接・健康診断で受入れ不可と判断される等の不利益が生じて、内定園の変更など配慮を行うことはできません。

現時点で症状等が発現していない、または診断名がなくても、成長過程で発現・診断が確定する場合もありますので、ご心配な場合は、申込みの前にかかりつけの医師、希望園に相談してください。

ご不明な点やご相談がありましたら、保育課（042-481-7132～7134）までお問合せください。

Ⅲ 認可保育園・家庭的保育事業の申込み方法

1 受付期間



令和9年度4月入園希望の場合



締切までに、必要書類(P.10~)のうち「A1 基本書類」がそろっていない場合は申込みを受理できません。

	受付期間（必着）	提出方法（P.5参照）
令和9年4月一次募集	令和8年10月2日（金）から 10月22日（木）まで →上記期間に申込書類を提出した方のみ 不足書類の追加提出・希望園変更の受付期限 令和8年11月16日（月）まで	① 電子申請（推奨） ② 郵送 ③ 専用BOXへ投函 （土・日曜日、祝日を除く） のいずれか
令和9年4月二次募集	令和8年10月23日（金）から 令和9年1月22日（金）まで	
令和9年4月三次募集	令和9年1月23日（土）から 3月2日（火）まで	



保育課窓口では受け付けません。

二次募集は、一次募集を行い、定員に満たなかった枠・入園辞退により生じた枠を調整します。一次募集で定員に達し、その後に欠員が出ない場合は、その施設・そのクラスでは、二次募集を実施しません。三次募集も同様です。



令和9年5月～令和10年3月入園希望の場合

入園希望月	受付期間（必着）	提出方法（P.5参照）
令和9年5月	令和9年3月3日（水）～4月1日（木）	① 電子申請（推奨） ② 郵送 ③ 保育課窓口で提出 （土・日曜日、祝日を除く） のいずれか
令和9年6月	令和9年4月2日（金）～4月30日（金）	
令和9年7月	令和9年5月1日（土）～6月1日（火）	
令和9年8月	令和9年6月2日（水）～7月1日（木）	
令和9年9月	令和9年7月2日（金）～7月30日（金）	
令和9年10月	令和9年7月31日（土）～9月1日（水）	
令和9年11月	令和9年9月2日（木）～10月1日（金）	
令和9年12月	令和9年10月2日（土）～11月1日（月）	
令和10年1月	令和9年11月2日（火）～12月1日（水）	
令和10年2月	令和9年12月2日（木）～12月28日（火）	
令和10年3月	令和9年12月29日（水）～ 令和10年2月1日（火）	



令和9年4月に内定し、令和9年5月以降の転園を希望する場合は、「利用承認決定通知書」が届いてから、申込書類を提出してください。



令和9年度の申込みは、令和10年3月入園分まで有効です。

内定が出るまでは、申込みが自動的に継続します。

途中で申込みの必要がなくなった場合は、取下げの手続（P.14）をしてください。



令和8年11月～令和9年3月入園希望の場合

入園希望月	受付期間（必着）	提出方法（P.5参照）
令和8年11月	令和8年 9月 2日（水）～10月 1日（木）	① 電子申請（推奨） ② 郵送 ③ 保育課窓口で提出 （土・日曜日、祝日を除く） のいずれか
令和8年12月	令和8年10月 2日（金）～10月30日（金）	
令和9年 1月	令和8年10月31日（土）～12月 1日（火）	
令和9年 2月	令和8年12月 2日（水）～12月28日（月）	
令和9年 3月	令和8年12月29日（火）～ 令和9年 2月 1日（月）	



令和8年度途中入園と令和9年度4月入園の両方に申込みをする方へ

- ・ 両年度同時申込みができる期間は以下の通りです。申込期間にご注意ください。

入園希望月	令和8年12月	令和9年1月	令和9年2月	令和9年3月
令和9年 4月一次	令和8年10月2日～ 10月22日	同時申込不可	同時申込不可	同時申込不可
令和9年 4月二次	令和8年10月23日～ 10月30日	令和8年10月31日～ 12月1日	令和8年12月2日～ 12月28日	令和8年12月29日～ 令和9年1月22日
令和9年 4月三次	同時申込不可	同時申込不可	同時申込不可	令和9年1月23日～ 2月1日

- ・ 令和8年度、令和9年度それぞれの申込書類一式の提出が必要です。
それぞれの年度の様式で作成してください。ただし、就労証明書は証明日から提出日まで3か月以内であれば、両年度同じものを提出いただいても問題ありません。申込年度によって、課税（非課税）証明書は必要な年度が異なりますので、ご注意ください。
電子申請する場合、「利用申込（令和8年度認可保育園）」と「利用申込（令和9年度認可保育園）」のそれぞれで申請が必要です。
- ・ 両年度の申込み受付期間が重なっており、同時に申込みが可能で、郵送または専用BOXへ投函する場合は、同じ封筒に入れてください。
その場合、封筒には「令和8年〇月分・令和9年4月分申込書在中」と書いてください。
受領印が押されたA1-1(申込書)のコピーが必要な場合は、切手を貼った返信用封筒を1通提出してください。
令和8年度と令和9年度両年度のA1-1(申込書)のコピーを同封して返送します。



転園申込みをする方へ

転園とは、調布市内の認可保育園から調布市内の別の認可保育園に移ることを指します。認可外保育施設から認可保育園や、市外認可保育園から調布市内の認可保育園に移ることを希望する場合は、転園申込みではなく新規申込みとなります。

転園申込みの場合も、再度書類一式(P.10～)の提出が必要ですがA1-4（調布市子どものための教育・保育給付認定申請書）は不要です。

転園申込みの場合は、希望園を最大3園記載可能です（新規申込みの場合は最大6園）。

2 提出方法



(1) マイナンバーカードを使った電子申請（マイナポータル）の場合

予め用意するもの

- ・必要な書類一式（記入済みのもの。PDF形式または写真で添付。Excel形式での添付は控えください。）
- ・申請者（保護者）のマイナンバーカード及び暗証番号（利用者証明用電子証明書パスワード：数字4桁）
- ・スマートフォン（マイナンバーカード読取対応機種）またはパソコン（ICカードリーダライタを含む。）



- ☐ 書類の不足や記載内容の不備、添付写真が不鮮明の場合、再提出のご連絡をします。

なお、再提出もオンラインで受付可能です。締切までに手続きをしてください。

- ☐ オンラインでの申請後に、ご家庭の状況、お仕事などの状況および入園希望施設等に変更がある場合は、速やかに変更の手続きを行ってください。

なお、変更もオンラインで受付可能です。締切までに手続きをしてください。

- ☐ 障害発生時のシステムメンテナンス含め、どんな事情であっても締切後の申請は受け付けません。締切りに余裕をもって申請してください。

- ☐ 60分以上画面遷移を行わない状態でいるとタイムアウトエラーとなります。申請を一時中断する場合などには、入力中の申請データを保存してください。

- ☐ マイナポータルへの通知（プッシュ型通知）には対応していません。

- ☐ マイナポータルの操作方法等についてはお答えできません。マイナポータルについてご不明なことは、マイナポータルサイト内「よくある質問」にてご確認ください。

① マイナポータル (<https://myna.go.jp/>) にログインします。



詳しい操作方法は、ホームページからも見られます。



② 「利用申込(令和9年度認可保育園)」を選択します。



③ 必要書類のデータを準備、申請を開始します。



必要書類を記入（またはデータ入力）したら、PDF または写真形式で端末に保存してください。

④ 申請者情報を入力します。



「マイナンバーカードで自動入力」すると簡単です。
メールアドレスを入力するとシステムから電子申請を受け付けたことを知らせるメールが届きます。

⑤ 申請情報を入力します。

東京都調布市
利用申込 (完了率: 10%)
step1 ▶ step2 ▶ step3 (入力不要) ▶ step4 ▶ step5 ▶ step6
step2 申請情報入力
調布 花子さんの申請です。

申請日
年 (令和)
値を選択してください。
月
月
日
日
で選択してください。
利用(変更)希望する保育所等の名称
第一希望 必須
値を選択してください。
第二希望
値を選択してください。
第三希望
値を選択してください。
第四希望
値を選択してください。
第五希望
値を選択してください。
第六希望
値を選択してください。
次へすすむ

- ・ 申請日（本日の日付）
- ・ 申込区分
新規または転園（市内での転園）を選択。
- ・ 保護者現住所
- ・ 令和8年1月1日の住所
- ・ 保護者の氏名、連絡先1・2
- ・ 申込児童の氏名、生年月日、性別
- ・ 令和9年4月1日現在の年齢
- ・ 現在の利用保育所等
利用していない場合は「なし」と入力。
- ・ 希望園名
市内での転園の場合は、第三希望まで。
- ・ 入園希望日
- ・ 申込児童の家族(1～6)
同世帯または同住所の家族（保護者やきょうだい・祖父母など。申込児童本人は不要）を入力。
- ・ 祖父母の氏名、住所
- ・ 生活保護の状況
- ・ 障害者手帳の有無

⑥ 入力内容を確認します。

⑦ 必要書類をアップロードします。

PDFか写真形式で添付してください。Excel形式での添付はお控えください。

A1-1「調布市子どもの保育の利用申込書」は、⑤で入力した内容が出力されるためアップロード不要です。

・ A1-2 児童状況報告書

・ A2 就労証明書等（保護者全員分）

就労証明書の他、自営業の添付書類、診断書、在学証明書など「保育できないことを証明する書類」をアップロードします。

・ B-4 令和8年度(令和7年分)住民税課税証明書（保護者全員分）

・ A1-3 令和9年度申込確認票（両面）

データが二つある場合は、一度アップデートした後、もう一度「ファイルを追加」を押してください。

・ A1-4 調布市子どものための教育・保育給付認定申請書（両面）

同じ子の二回目以降の申込みの場合、または調布市外からの申込の場合は不要です。

・ その他

ひとり親家庭を証明する書類

保育士証または幼稚園教諭免許状

所得申告書及び収入を証明する書類

保育受託証明書

誓約書及び不動産契約書

兄弟条件別紙 など

⑧ 電子署名して申請します。

⑨ 申請完了！控えをダウンロードします。

この画面を閉じると控えをダウンロードできなくなります。

申請完了後に表示される本画面で必ず控えをダウンロードしてください。

～電子申請できているか確認するには～

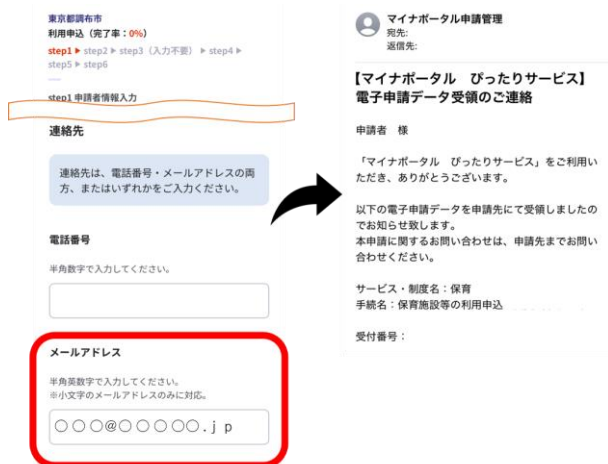
① マイナポータルから確認する。



申請エラー等起こらずに申請されると「処理中」に申請が表示されます。

保育課が申請を受理すると「完了」に移ります。申請受理後、書類審査で不備・不足が見つかった場合は、保育課から連絡が入ります。

② マイナポータルから送信されるメールで確認する。



電子申請時の「申請者情報」入力で、「連絡先」にメールアドレスを入力すると、申請後にマイナポータルからメールが届きます。

～メール通知設定をしておくと申請状況を知らせるメールが届きます～



保育課が書類を受理すると申請状況が「完了」になり、「完了」になったことを知らせるメールが届きます。

書類審査で不備・不足が見つかった場合は個別に連絡を行います。

※申請状況の「完了」とは、保育課が受理したことを意味するもので、不備・不足がないことを意味するものではありません。

(2) 郵送の場合

宛先：〒182-8511 東京都調布市小島町2丁目35番地1

調布市役所 保育課 ○月入園申込担当宛



- ☐ 受付期間中に必着です。1日でも過ぎた場合は、次回の選考（利用調整）の対象となります。
- ☐ 郵送料は、差出人負担です。
- ☐ 書類の枚数によって料金が変わります。料金不足がある場合は、受理できずに返却します。
- ☐ 郵便による事故は責任を負いかねます。特定記録郵便や簡易書留を推奨します。
- ☐ 書類到着の通知は行いません。電話による到達確認は、投函後5開庁日から可能です。

（見込指数や不備・不足状況等のご案内はできません。）

(3) 専用BOXへ投函の場合 （4月入園分のみ。5月入園分以降は窓口で受付します。）

設置場所：調布市役所 3階 保育課前（緑色のボックス）

設置時間：8：30から17：00まで（土・日曜日、祝日を除く）



- ☐ 封筒に入れて、糊付けしてください。
- ☐ 封筒には、住所・保護者氏名・「令和9年4月入園分申込書在中」と記載してください。

MEMO

3 新規申込み・転園申込みに必要な書類



育児休業給付金の延長手続き（P.32 参照）には、認可保育園の申込書類の写しが必要です。

延長の可能性のある方は、書類一式を提出前に必ずコピーをお取りください。

※ 提出された後の書類の返却はできません。提出後にコピーが必要な場合は、保有個人情報の開示請求手続き（有料）が必要となり、お渡しするまでに2週間程度の時間がかかります。

※ マイナンバーカードを使った電子申請の場合、申請完了後に申請データをダウンロードできます。

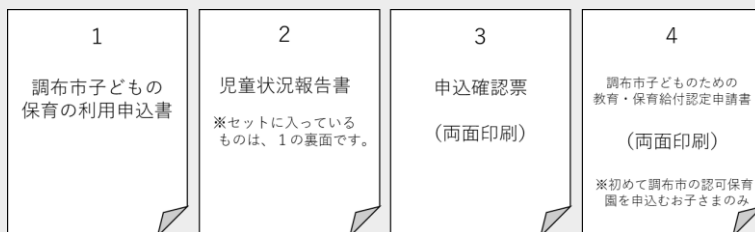
申込みに必要な書類が揃わない場合には、選考（利用調整）上、不利になることがあります。

書類に不備・不足があった場合は保育課から個別に連絡しますが、締切間際の申込みの場合は、不備・不足書類の提出が期限までに間に合わないこともあります。申込み書類は余裕をもって提出してください。

※ 必要書類以外を提出されても、選考上考慮しません。

A すべての方 が必要な書類（※1+2が必要です）

1 基本書類



2 保育が必要なことを証明する書類（保護者全員分）（P.11 参照）



B 該当する方 のみ必要な書類（※あてはまるものすべてが必要です）（P.12参照）



例えば…

- ・ひとり親の方
 - ・令和8年1月2日以降、調布市に引っ越してきた方
 - ・保育士や幼稚園教諭として働いている方
 - ・認可外保育施設にお子さまを預けている方
- など



きょうだい2人以上、同時に申込む場合

A 1 基本書類と B-6（保育受託証明書）は、それぞれ必要です。それ以外の書類は、原本をどちらかに、コピーをもう一方のお子さまに添付してご提出ください。



A すべての方が必要な書類（※1 + 2が必要です）

1 基本書類

- 1 調布市子どもの保育の利用申込書（記入例：P.29）
- 2 児童状況報告書
- 3 令和9年度 申込確認票（記入例：P.31）
- 4 調布市子どものための教育・保育給付 認定申請書（記入例：P.30）
（調布市に住民票があり、初めて調布市の認可保育園を申込みお子さまのみ。）

2 保育が必要なことを証明する書類（保護者全員分）

あてはまる状況すべてについて、必要書類をご準備ください。
（書類不足、または不備の場合は、求職活動中として扱います。）

 入園案内に同封されている書類
（ダウンロードも可）

 ホームページから
ダウンロードする書類

保護者の状況	必要書類
1. 就労	
外勤の場合 （内定含む）	・ 就労証明書（記入例：P.33） ※ 勤務先が記入。自分や親族が書いたものは無効。 ※ 証明日から提出日までに3か月を経過したものは無効。 
自営業の場合 （個人事業主 法人の代表者 家族従業者（注） も同様）	① 就労証明書（記入例：P.33） ※ 自分で記入。 ※ 親族が経営する会社で働いている等で、育児・介護休業法に基づく育児休業を取得中の場合は、就業規則または育児休業給付金支給決定通知書のコピーが必要です。 ② 以下のいずれか1つ ・ 直近の個人の確定申告書（第1・2表）のコピー ・ （給与が支払われている場合）直近の源泉徴収票のコピー ・ （開業して3か月以内の方）個人事業主の開業届出書または営業許可証のコピー ・ 直近3か月分の給与（報酬）明細のコピー ・ 直近3か月分の収支がわかる書類のコピー 各月1枚ずつ （日付と会社名（代表者名）が書かれた請求書、納品書、仕入伝票、領収証など） 
2. 疾病・障害	以下のいずれか1つ ・ 診断書（コピーでも可） ※ 氏名、診断名、療養期間、「家庭での保育が困難であること」の記載があるもの。 ※ 証明日から提出日までに3か月を経過したものは無効。 ・ 障害者手帳等のコピー
3. 妊娠・出産	・ 母子健康手帳のコピー ※ 分娩予定日を書いたページ
4. 介護・看護	① タイムスケジュール表 ② 以下のいずれか1つ ・ 介護、看護対象者の通院頻度と場所の記載された診断書（コピーでも可） ※ 証明日から提出日までに3か月を経過したものは無効。 ・ 介護保険証、障害者手帳、ケアプランのいずれかのコピー 
5. 災害復旧	① 災害復旧状況等申告書 ② 罹災者に対する証明等の発行書類（罹災・被災証明書等） 
6. 通学	・ 在学証明書 ※ 学校が記入。自分で書いたものは無効。 ※ 証明日から提出日までに3か月を経過したものは無効。 ※ 日数・時間数が書かれない場合は、カリキュラム等のコピーを添付してください。 
7. 求職活動	書類は不要

（注）家族従業者：お子さまから見て3親等以内の親族が経営している会社等で働いている方

B 該当する方 のみ必要な書類 (あてはまるものすべてが必要です)

必要書類	
1	ひとり親家庭 以下のいずれか1つ ・ 児童育成手当認定（支払）通知書・児童扶養手当証書・ひとり親医療証のいずれかのコピー ・ 上記が提出できない場合、戸籍謄本（保護者と申込児の戸籍がわかるもの）、離婚受理証明書のいずれかのコピー ※発行日から提出日までに3か月を経過したものは無効。 ・ 離婚調停中の場合は、事件係属証明書・調停期日通知書のいずれかのコピー ※発行日から提出日までに3か月を経過したものは無効。
2	生活保護を受けている 生活保護受給証明書（コピーでも可）
3	保育士または幼稚園教諭の資格があり、保育施設または幼稚園で働いている（新規申込みの場合のみ） 保育士証または幼稚園教諭免許状のコピー
4	令和8年1月1日に調布市以外に住んでいた（国内） 令和8年度（令和7年分）住民税課税証明書または非課税証明書（父母分）（コピーでも可） ※ 合計所得や控除等の記載があるもの（証明書の名称は自治体によって異なる場合があります）。確認ができない世帯は、利用調整上不利になります。 ※ 入園後、同年度内に転園申込みをする場合や、きょうだいの申込みをする場合は再度ご提出いただく必要があります。 ※ 証明日から提出日までに3か月を経過したものは無効。
5	令和8年1月1日に国外に住んでいた ① 保育園入園用所得申告書 ② 令和7年分（令和7年1月1日～令和7年12月31日）の所得等が分かる資料
6	認可外保育施設（幼稚園の預かり保育含む）に月ぎめ契約で申込児童を預けている 保育受託証明書 ※ 認可外保育施設から他の認可外保育施設に転園した場合や、保護者のどちらかが途中で「保育が必要な状況」に変更があった（転職、就労から疾病など）場合は、間が1か月以上空いていないことを確認できる書類が必要です。 ※ 自営業の方は就労開始日（加点等の起算日）を確認するため、別途書類を求めることがあります。 ※ 証明日から提出日までに3か月を経過したものは無効。
7	調布市内へ転入予定で申込む ① 誓約書 ② 転入先住所・引渡日（入園前月末までの日付）・契約者名（保護者のどちらか）が確認できる書類（賃貸借契約書、建物の売買契約書、工事請負契約書等のコピー） ※ 親族との同居等で②がない場合は、「①誓約書」の同意欄に署名が必要です。 ※ 社宅の場合は、会社が保護者に貸していることが分かる書類が必要です。
8	受領印が押された申込書のコピーが必要（育休延長の際の手続きや書類到着確認のために必要な方） 返信用封筒（長形3号封筒に110円切手を貼って、返送先を記入したもの）

(注) 市から返送するのは、A1-1（調布市子どもの保育の利用申込書）のコピーのみです。育児休業給付金の延長の可能性がある方は、他の書類一式は、提出前にご自身でコピーをお取りください。

 これから出産予定のお子さまを4月入園で申込みをされる方は、以下の書類提出に注意してください。

必要な書類	出産前	出産後
A1-1 調布市子どもの保育の利用申込書	氏名欄：「名字 ベビー」 生年月日：出産予定日 を書いて提出します。	氏名欄：本名 生年月日：実際の出生日 を書いて再度提出します。
A1-2 児童状況報告書	提出は不要です。 代わりに、「母子健康手帳の分娩予定日を書いたページのコピー」を提出してください。	提出が必要です。
A1-4 調布市子どものための教育・保育給付認定申請書	提出は不要です。	提出が必要です。

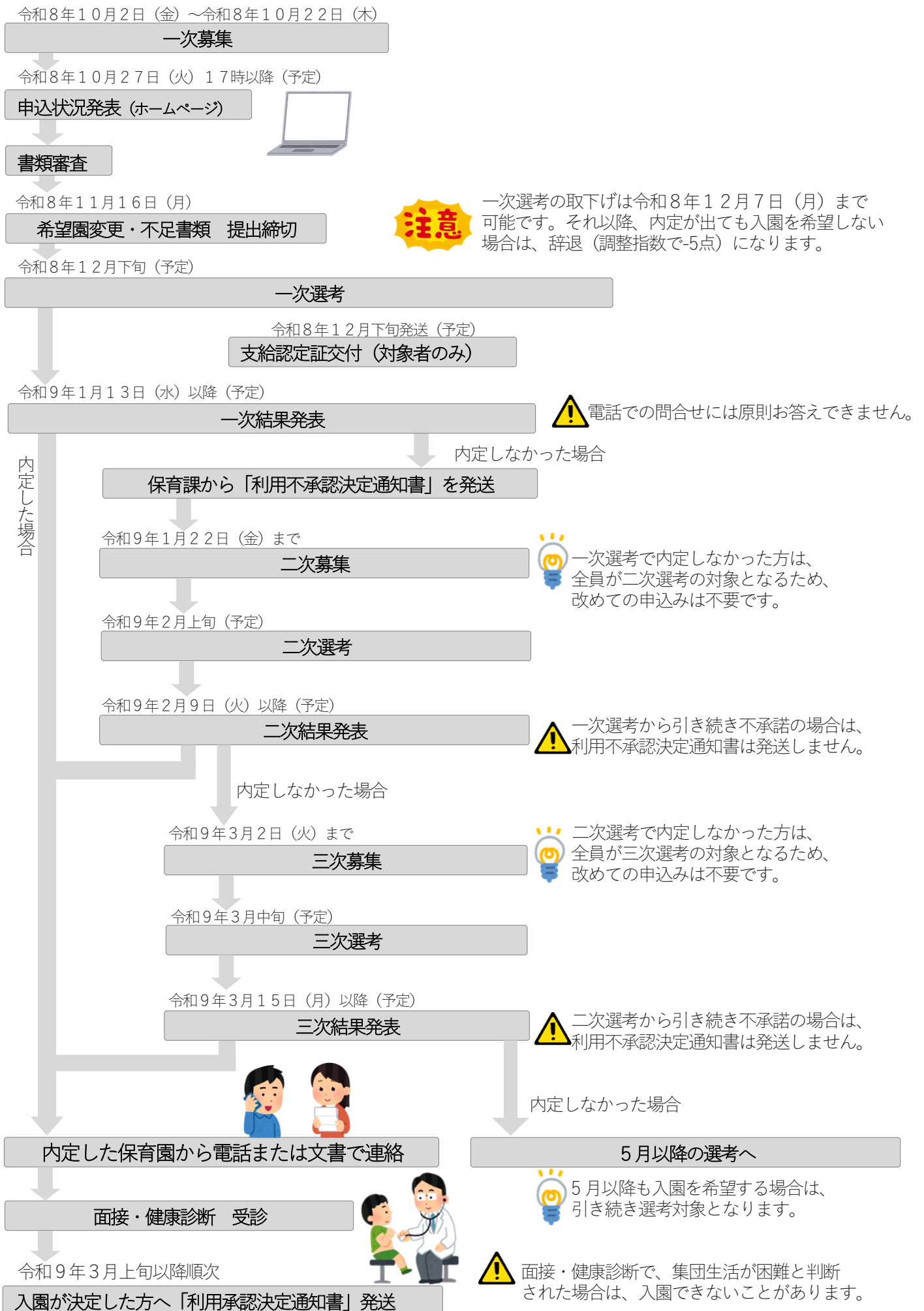
※ 「出産後」の書類は速やかに提出してください（「利用申込内容の変更（令和9年度認可保育園）」から電子申請可）。提出がないと選考結果をお知らせできません。

※ 出産予定で申込みをしたお子さまが、令和9年4月1日時点で希望園の受入年齢（P.34以降参照）に達していない場合、4月入園は選考対象外となります。申込書類は、5月入園分以降に持ち越します。
（例：受入年齢が生後57日以降の保育園の場合、令和9年2月4日（木）以降に生まれた子）

※ 令和9年5月以降入園希望の場合は、出産後に申込みをしてください。

4 申込みから決定までの流れ

令和9年4月入園希望の場合



前々月 20 日

募集数・申込スケジュール発表（ホームページ）

前月 1 日まで（土日祝の場合は前倒し）

申込

書類審査

前月 5 開庁日付

選考

選考の翌日以降

結果発表

支給認定証交付（対象者のみ）

内定しなかった場合

保育課から「利用不承認決定通知書」を送付

内定した場合

内定した保育園から電話または文書で連絡

面接・健康診断 受診

入園前月末

入園が決定した方へ「利用承認決定通知書」を送付

令和 9 年 5 月以降入園希望の場合



翌月以降も入園を希望する場合は、引き続き自動的に選考対象となります。



翌月以降も引き続き不承認の場合は、利用不承認決定通知書は発送しませんが、申請があれば未入所証明書を発行可能です。（希望月の前月 7 開庁日付から発行可能。）



面接・健康診断で、集団生活が困難と判断された場合は、入園できないことがあります。

5 申込み後から入園前までに家庭状況が変わった場合



「申込み時点」と「入園時点」で世帯の状況は変わっていないことを前提に選考します。そのため、入園時点で選考結果に影響する世帯状況の変更（例：就労時間が週 40 時間→週 35 時間に減った、市外転出）がある場合は、内定取消となります。入園後に判明した場合、原則として退園になります。

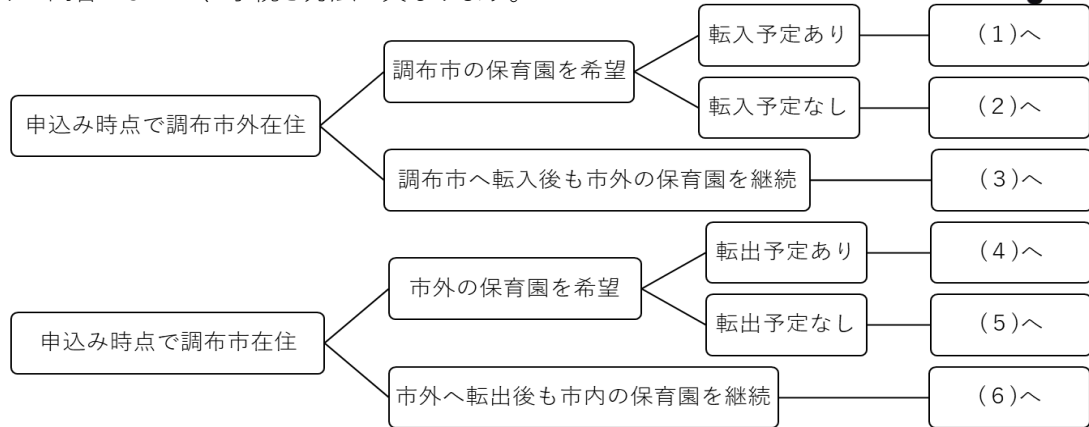
申込み中に以下に当てはまる場合は、必ず各月の締切日までに該当の書類をご提出ください（電子申請可）。また、内定後から入園前までに以下に当てはまる場合も、速やかに該当の書類をご提出ください。

変更事項例	提出書類
入園や転園の意思がなくなった	保育所入所（転所）内定辞退・申請取下届
希望園を追加・変更したい	添付書類は不要
住所・電話番号が変わった	添付書類は不要
保護者の勤務状況	
退職した	添付書類は不要
転職した	①就労証明書（※就労開始後に発行されたもの） ②（受託証明書提出済みの場合のみ）前職の退職日のわかる書類
復職した	就労証明書（※復職日以降に発行されたもの）
勤務時間・日数が変わった	就労証明書（※変更日以降に発行されたもの）
求職中から就労（内定）した	就労証明書
内定から就労を開始した	就労証明書（※就労開始後に発行されたもの）
家庭状況	
結婚した	保護者となった方の「保育が必要なことを証明する書類（P.11 参照）」
離婚した	離婚受理証明書のコピー
離婚調停している	事件係属証明書または調停期日通知書のコピー
下の子を妊娠した	母子健康手帳のコピー（※分娩予定日を書いたページ）
（出産以外で）世帯の人数が増減した	添付書類は不要
認可外保育施設を利用し、 復職（就労開始）した	保育受託証明書 就労証明書（※復職（就労開始）日以降に発行されたもの）



6 市外からの申込み、市外への申込みについて

申込みの内容によって、手続き方法が異なります。



■ 対象者【調布市外在住の方】

(1) 転入予定ありで調布市の保育園を申込みする場合

① 調布市の必要書類（P.10 参照）を用意します。



一部の書類については、以下のとおりご用意ください。

必要な書類	転入前	転入後
A1-1 調布市子どもの保育の利用申込書	申込み時点の住所を書いて提出します。	調布市の住所を書いて再度提出が必要です。
A1-4 調布市子どものための教育・保育給付認定申請書	提出は不要です。	調布市の住所を書いて提出が必要です。
B-7 ①誓約書 ②転入先住所・引渡日・契約者名(保護者のどちらか)が確認できる書類	提出が必要です。	

② 調布市へ直接書類を提出します。（提出方法は、P.5 参照）

③ 転入後、結果に関わらず、調布市保育課へ A1-1（調布市子どもの保育の利用申込書）と A1-4（調布市子どものための教育・保育給付認定申請書）を提出します（電子申請・郵送可）。

重要!

- 「転入予定あり」での入園可能月は、保護者と児童が調布市へ転入した翌月からです。（転入前や転入当月からの入園は、下記(2)の取扱いになります。）
- 4月申込み受付期限までに B-7②「転入先住所・引渡日（入園前月末までの日付）・契約者名が確認できる書類（賃貸・建物の売買契約書等のコピー）（P.12 参照）」を用意できない場合は、令和9年3月31日（水）まで（5月申込み以降は、各受付期間内（P.3 参照））に調布市保育課にご提出ください。

(2) 転入予定なしで調布市の保育園を申込みする場合

① 申込み可能かどうか確認してください。（育児休業給付金延長を目的とした申込みは受付できません。）

お子さまの年齢（令和9年4月1日時点）	申込可否
1歳・2歳	通年 申込不可
0歳	令和9年4月二次募集以降 申込可能
3～5歳	通年 申込可能

選考は調布市民（転入予定あり含む）の方の選考が終わってから行います。

② 調布市の必要書類（P.10 参照）を用意します。

※ 現在お住まいの自治体で、別に書類が必要な場合があります。事前に確認してください。

③ お住まいの自治体へ書類を提出します。



申込期間内（P.3 参照）に、お住まいの市区町村から調布市へ申込書を転送してもらう必要があります。いつまでに提出すれば、調布市の締切に間に合うかを事前に確認してください。

(3) 調布市へ転入後も引き続き市外の保育園を継続通園する場合

① 継続通園が可能か、通園中の保育園がある自治体へ確認してください。

② 転入手続時に、調布市保育課にて必要書類を提出してください。（郵送可）

ひとり親家庭の場合は、その証明（P.12 参照）も必要。

必要な書類	注意点
A1-1 調布市子どもの保育の利用申込書	希望園名の第1希望の欄に、通園中の保育園名を記入します。
A1-4 調布市子どものための教育・保育給付認定申請書	「保育が必要なことを証明する書類」は、転入前の自治体から調布市が取り寄せるため、原則、提出不要です。取り寄せられない場合のみ、保護者からご提出いただくことがあります。

■ 対象者【調布市在住の方】

(4) 転出予定先の市外の保育園を申込む場合

① 入園希望先の自治体に申込みが可能か確認してください。

② 入園希望先の自治体の必要書類を用意します。

③ 入園希望先の自治体へ書類を直接提出します。

④ 転入手続時に、保育園担当部署にて必要な手続を行ってください。

(5) 転出予定のない市外の保育園を申込む場合

① 入園希望先の自治体に申込みが可能か確認してください。

② A1-4（調布市子どものための教育・保育給付認定申請書）と入園希望先の自治体の必要書類を用意します。

③ 調布市へ②の書類を提出します。



入園希望先の自治体の締切のおおむね10日前までに調布市保育課へご提出ください。それを過ぎる場合は、事前に必ずご連絡ください。

④ 調布市から入園希望先の自治体へ申込み書類を送付します。

(6) 市外へ転出後も引き続き調布市の保育園を継続通園する場合

① 継続通園が可能か、転入先の自治体へ確認してください。

② お通いの園へ「調布市子どもの保育の利用に係る利用休止・終了届出書」をご提出ください。

調布市民としての利用を終了するためのものです。原則、利用終了日の10日前までにご提出ください。届出書の「引き続き通園を希望する」の欄に○をつけてください。

③ 転入手続時に、保育園担当部署にて継続通園の手続を行ってください。

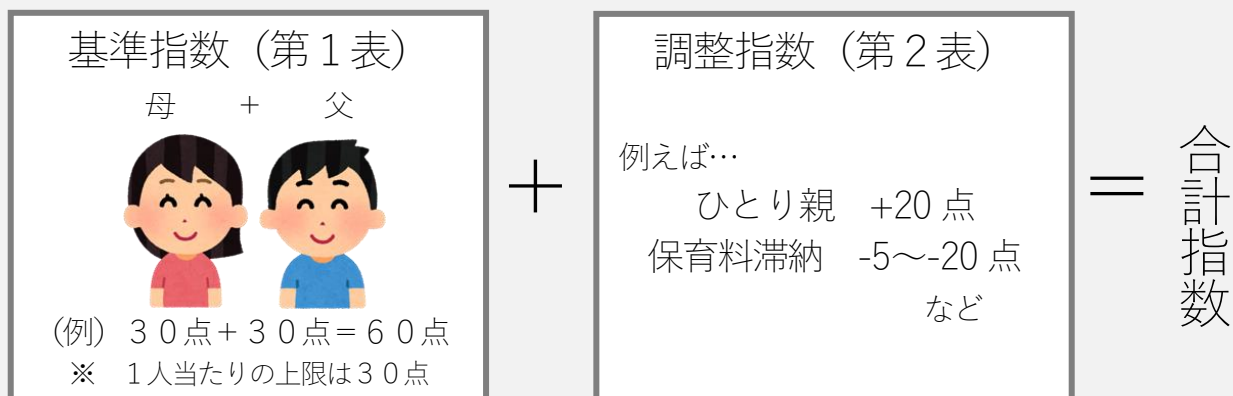
手続方法は、転入先の自治体へご確認ください。手続がされない場合、継続通園できません。

7 選考（利用調整）について



保育園に入れる人はどうやって決まるの？

世帯の状況を点数（指数）化して、合計指数の高い方から順番に並べます。



合計指数が同点だった場合は？

優先順位表（第3表）を使って、順位付けをします。 →詳細は、P.19へ



同じクラス（学年）の申込者の中で順位が決まったら、上位から空いている園をあてはめます。

例えば…東部保育園、富士見保育園、上石原保育園にそれぞれ1枠募集がある場合

	合計指数	第1希望	第2希望	第3希望	第4希望	第5希望	第6希望	結果
Aさん	80点	下布田	第五	—	—	—	—	不承諾
Bさん	60点	金子	神代	第五	東部	富士見	下布田	東部に内定
Cさん	55点	富士見	上石原	下布田	第五	—	—	富士見に内定

→結果は、Aさんは不承諾、Bさんは東部保育園、Cさんは富士見保育園に内定です。

上石原保育園は空きがあるままとります。



重要! 希望する保育園が決まったら、申込書には行きたい順番に書きましょう！

上の表で、Cさんは、本当は上石原保育園に行きたかったけれど、入りやすそうという理由から、富士見保育園を第1希望にしました。結果、上石原保育園は空いています。

Cさんが、上石原保育園に行くためには、富士見保育園を辞退（調整指数で-5点がつきます）し、次の選考にかけるか、一度富士見保育園に通ってから、上石原保育園に転園希望を出すことになります。

第1表 基準指数

類型番号	父母の状況			基準指数
	類型	項目	細目	
1	不存在	不存在	死亡、離別、行方不明、拘禁	30
2	心身障害	心身障害	身体障害者手帳1・2級、療育手帳（愛の手帳）1～3度、精神障害者保健福祉手帳1・2級	30
			身体障害者手帳3級、療育手帳（愛の手帳）4度、精神障害者保健福祉手帳3級	27
			身体障害者手帳4級	25
3	疾病	入院	おおむね1か月以上（予定含む）	30
			寝たきりの状態、入院を要するような精神性疾患・感染症に罹患	30
		居宅	上記には至らないが長期安静（1か月以上）を要する、精神性疾患・感染症に罹患	27
			上記以外で保育園等の利用の必要性が認められる	25
4	出産	出産	申込児以外の妊娠・出産のため、保育が困難	21
5	就労	外勤 （内定含む） ・ 自営中心者	週40時間以上の就労を常態	30
			週37.5時間以上の就労を常態	28
			週35時間以上の就労を常態	26
			週32時間以上の就労を常態	24
			週30時間以上の就労を常態	22
			週28時間以上の就労を常態	20
			週24時間以上の就労を常態	18
			週21時間以上の就労を常態	16
			週12時間以上の就労を常態	10
		自営中心者 以外	週40時間以上の就労を常態	28
			週37.5時間以上の就労を常態	26
			週35時間以上の就労を常態	24
			週32時間以上の就労を常態	22
			週30時間以上の就労を常態	20
			週28時間以上の就労を常態	18
			週24時間以上の就労を常態	16
			週21時間以上の就労を常態	14
			週12時間以上の就労を常態	8
6	介護・看護 （申込児からみて 3親等以内の親族）	病院等付添い	入院、施設通所等のため、日中に付添いが常時必要で週5日以上である	30
			入院、施設通所等のため、日中に付添いが4時間以上必要で週3日以上である	25
			その他保育園等の利用の必要性が認められる場合	20
		自宅療養	要介護認定3～5、身体障害者手帳1・2級、療育手帳（愛の手帳）1・2度、精神障害者保健福祉手帳1・2級の親族の介護	30
			身体障害者手帳3級、療育手帳（愛の手帳）3・4度、精神障害者保健福祉手帳3級の親族の介護	25
			その他保育園等の利用の必要性が認められる場合	20
7	災害	災害	自宅の損傷や災害からの復旧のため、保育が困難	30
8	通学等	通学(内定含む)	職業訓練校、就労を目的とした技能施設、大学、大学院、短期大学、専門学校、その他の学校に月48時間以上通学中または通学予定	28
9	求職	求職	求職活動（起業準備）するため、保育が困難	5

第2表 調整指数表

類型番号	世帯の状況	調整指数
①	ひとり親家庭（離婚調停中含む）	20
②	生活保護を受けている	10
③	児童虐待の防止や保護者の自立促進のため、特別な支援が必要と認められる	15
4	1年以上前から認可外保育施設・年度限定型保育を毎月160時間以上月ぎめで利用している子で、 父母ともに「保育が必要な状況（求職活動・育児休業を除く）」が継続している	2
5	6か月以上1年未満前から認可外保育施設・年度限定型保育を毎月160時間以上月ぎめで利用している子で、 父母ともに「保育が必要な状況（求職活動・育児休業を除く）」が継続している	1
6	こんぺいという保育園、家庭的保育事業たんぱを卒園予定	4
7	きょうだいで異なる市内の認可保育園に通っていて、どちらかの保育園に転園を希望している	2
⑧	保護者のどちらかが保育士資格か幼稚園教諭免許をもち、次のいずれかの施設で働いている（予定含む） 認可保育所、認定こども園、地域型保育事業、認可外保育施設、企業主導型保育施設、幼稚園	1
9	第1表の同じ類型番号で、異なる項目に2か所以上当てはまり、そのうち高い方の基準指数が30を下回る	2～14
10	認可保育園の利用を辞退した児童（辞退した年度中のみ対象）	-5
11	保育料を3か月分以上滞納している（既に卒園したきょうだいの分を含む）	-5～-20



番号に○がついている項目は、転園申込みの場合は、適用しません。

第3表 同点の世帯の優先順位のつけ方

	申込みの状況	優先順位	
		高	低
1	締切までに必要な書類が全て提出されている	○	×
2	基準指数が高い	○	×
3	認可外保育施設・幼稚園・年度限定型保育・定期利用保育を月ぎめで利用している子で、 父母ともに「保育が必要な状況（求職活動・育児休業を除く）」が継続している	○	×
4	きょうだいを通っている保育園を申込み、またはきょうだいで同時に同じ保育園を申込み	○	×
5	申込み子の令和8年1月1日時点の住所	市内	市外
6	第1表の類型番号	小	大
7	保護者の合計所得金額の合算÷世帯の人数	低	高
8	同じ世帯の子どもの人数	多	少



第3表では、1から順番に優先順位を確認し、同点の方と差がついた時点でストップします。



4月一次募集における項目1の締切とは、追加書類提出・希望園変更の受付期限である令和8年1月16日（月）を指します。



転入予定なしで申込み方の選考は、調布市民（転入予定あり含む）の方の選考が終わってから行います。



第1～3表までを順位表にすると、このようになります。

順位	氏名	合計 指数	第1表	第2表	第3表							
			基準 指数	調整 指数	1	2	3	4	5	6	7	8
1位	Aさん	80点	60点	20点								
2位	Bさん	60点	60点	-	○	○	○					
3位	Cさん	60点	60点	-	○	○	×	○	市内	5	150万円	2人
4位	Dさん	60点	60点	-	○	○	×	○	市内	5	150万円	1人
5位	Eさん	60点	60点	-	○	○	×	○	市内	5	200万円	
6位	Fさん	60点	60点	-	○	○	×	○	市外			
7位	Gさん	60点	58点	2点	○	×						
8位	Hさん	55点	55点	-								

合計指数で差がついている
ので、第3表は使いません

差がついた時点で、それ以
降の項目は使いません。

合計指数は同点ですが、基
準指数で差がつきます。

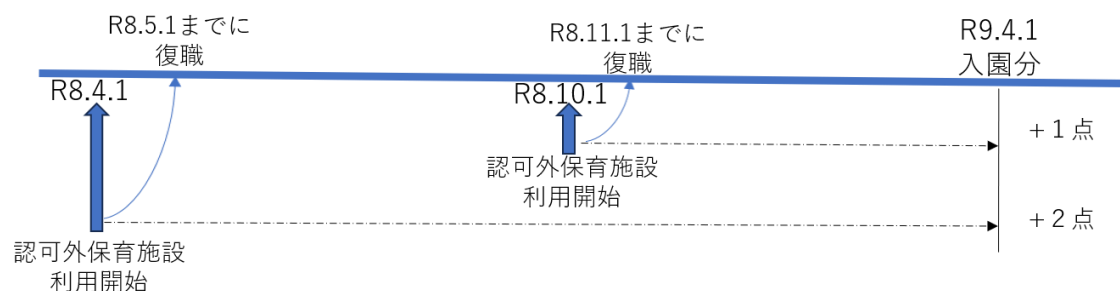
重要! 選考（利用調整）の考え方

第1表について

- 同じ類型番号・同じ項目内で2つ以上当てはまる細目がある場合、合算はできますが、上限は一人30点です。
ただし、就労の同じ項目内の合算は、勤務時間数の合算で指数を付けます。
(例：精神障害者保健福祉手帳3級と身体障害者手帳4級をもっている方：27点+25点=52点 → 30点
自営中心者を週30時間と外勤を週5時間のWワークの方：週35時間=26点)
- 「就労」の中の各項目は、以下のように分類します。
 - 外勤
法人等（申込むお子さまから見て3親等以内の親族が経営している場合を除く）に雇用されている、または雇用される予定である場合
 - 自営中心者
次のいずれかに当てはまる場合
 - ・ 法人の代表
 - ・ 個人事業主（開廃業等届出書や営業許可証などで確認できる場合、または就労に対して対価を得ている場合）
 - ・ 申込むお子さまから見て3親等以内の親族が経営している会社等で雇用されていて、かつ就労に対して対価が支給されている場合
 - 自営中心者以外
外勤・自営中心者以外
- 指数付けする際の就労時間は、雇用契約上の就労時間であり、育児短時間勤務制度利用前の時間数です。休憩時間（1日あたり1時間30分まで）は含みますが、通勤時間・残業時間は含みません。
- 「就労証明書」の就労時間・日数と直近の就労実績に差がある場合、就労先に内容を確認することがあります。

第2表について

- 類型番号①・②は、重複して適用しません。
- 類型番号4・5の加点は、保護者が育児休業中の場合、以下のように適用します。



認可外保育施設間で転園した場合や、保護者のどちらかが途中で「保育が必要な状況」に変更があった（転職、就労から疾病など）場合は、間が1か月以上空いていなければ、継続しているものとみなします。

- 類型番号6は、卒園した翌月分（令和9年3月に卒園予定の場合は、令和9年4月）の選考のみ適用します。
- 類型番号4・5および⑧の「認可外保育施設」とは、内閣府または都道府県知事に届出をしている施設に限ります。

第3表について

- 項目3の「認可外保育施設」とは、内閣府または都道府県知事に届出をしている施設に限ります。
- 項目5は、申込むお子さまがまだ生まれていない場合、「父または母の令和8年1月1日時点の住所」と読み替えます。
- 項目7は、父母どちらかの令和7年中の合計所得金額が確認できない場合は、最高額とみなします。

8 育児休業明け入園予約制度について

育児休業中の保護者が、0歳の4月入園に合わせて育児休業を切り上げたり、1歳の4月に入園できるか不安な思いをしたりすることなく、お子さまの1歳の誕生日まで育児休業を取得できるよう、復職に合わせて年度途中からの入園を予約する制度です。



申込みできる方は、以下のすべてに当てはまる方です。

- ・ 申込み時点で、お子さまの住民登録が市内にある
- ・ 入園予約制度を希望している
- ・ 「育児・介護休業法」に基づく育児休業をお子さまの1歳の誕生日の前日まで取得（予定）しており、育児休業に係る給付金を受け取っている
- ・ 申込むお子さまの誕生日が、令和8年5月2日から令和9年4月1日である

お子さまの生年月日によって、申込み時期や申込むことができる保育園が変わります。

	前期	後期
申込む子の生年月日	令和8年5月2日～令和8年10月1日生	令和8年10月2日～令和9年4月1日生
入園時期	令和9年5月～令和9年9月入園	令和9年10月～令和10年3月入園
実施園	第五保育園・神代保育園	富士見保育園・東部保育園
募集人数	各園1人（0歳児クラス）	
申込み期間	令和8年10月2日（金）～令和8年10月22日（木）	令和9年5月24日（月）～令和9年6月11日（金）
結果連絡	令和8年11月下旬	令和9年6月下旬



申込み方法

通常の新規申込みに必要な書類（P.10～12 参照）に加えて、「育児休業明け入園予約申込書兼同意書（ホームページからダウンロード可）」を提出します。郵送または専用BOX（前期のみ）で提出する場合、封筒の表面に「予約」と赤字で大きく記入してください。電子申請での受付はできません。



内定した場合は「利用内定通知書」を、内定しなかった場合は「利用不承認決定通知書」を送付します。

注意

- ☐ 希望できる園は1園のみです。
- ☐ 書類に不備・不足があって再提出する場合や、希望園を変更する場合も、期間内に提出が必要です。
- ☐ 1歳の誕生日の前日が属する月からの入園です。それ以外の月は認められません。
- ☐ 入園した翌月1日までの復職が必要です。
- ☐ 通常の入園選考と入園予約制度の選考で、先に内定が出た方を優先し、もう一方は自動的に取下となります。
- ☐ 内定が出た場合、入園予約のキャンセルはできません。（キャンセルされた場合は、通常の入園選考において5点減点となるほか、再度入園を希望する場合は、新たに書類の提出が一式必要です。）
- ☐ 「集団保育が困難」などと判断される場合は、選考対象外となります。
- ☐ 申込者が募集人数を上回る場合は選考となりますが、選考方法は、通常の入園選考と同様です。
- ☐ 入園予約制度の「利用不承認決定通知書」は、通常の入園選考の不承諾を示すものではありません。育児休業の延長の手続きには使用できませんので、ご注意ください。

育児休業明け入園予約申込書兼同意書

調布市長宛

令和8年10月2日

次のとおり、保育園の入園予約を申込みます。

入園希望児童	カナ	チョウフ イチロウ	生年月日	令和8年8月5日
	氏名	調布 一郎		

育児休業取得保護者	住所	調布市 小島町2-35-1			
	カナ	チョウフ ハナコ	育児休業取得期間		
	氏名	調布 花子	令和9年8月4日まで		

希望園（1園のみに○）

前期	令和9年5月～令和9年9月の場合	
	○ 第五	神代
後期	令和9年10月～令和10年3月の場合	
	富士見	東部

入園希望日（1歳の誕生日の前日が属する月）

令和9年8月1日から

同じ月を記入

入園できた場合の復職期限

令和9年9月1日まで

次の月を記入

入園予約制度が不承諾だった場合、通常の選考は、

どちらかに○	・入園を希望しません。 (申込は取下げとなります。新たな申込書を御提出いただかない限り、選考の対象になりません。)
	○ ・入園を希望します。(希望開始日を記入) 令和9年5月1日入園分から

9 早生まれ枠について

令和9年2月4日から4月1日までに生まれたお子さまは、令和9年4月1日に認可保育園は入園できません。受入れ年齢に達した月から入園することができるよう、以下の保育園では、早生まれのお子さま用の枠を設けています。必要書類（P.10参照）を令和9年4月1日（木）までに提出してください。

園名	住所	受入開始年齢	定員
下布田保育園	布田2-27-4	生後57日目	1人
金子保育園	西つつじヶ丘4-16-7	満3か月	1人
上石原保育園	上石原2-8-3	生後57日目	1人

対象者：令和9年4月入園で待機中または5月入園で申し込んだ方
入園日：5月1日、6月1日、7月1日（誕生日によって異なります。）
選考：令和9年4月7日（水）



Ⅳ 入園内定後について

1 入園直後の手続き

以下に該当する方は、入園後の就労状況を確認する必要があります。**事実発生日以降に作成**した必要書類を、期限内に必ずお通りの保育園に提出してください。必要書類は、「利用承認決定通知書」に同封します。



就労期限を過ぎた場合や、必要書類の提出がない場合は、退園になります。

なお、下のお子さまの育休中に上のお子さまが転園（認可保育園から別の認可保育園の転園のみ）した場合や、こんぺいとう保育園・たんぽぽから卒園して他の認可保育園に入園した場合は、復職は必要ありません。

	就労期限	必要書類	提出期限
申込み時点で育児休業中	入園月の翌月 1 日までに復職 (4 月入園の場合は 5/1 まで、5/2 は NG)	復職証明書 (個人事業主・家族従業者の方のみ) 復職後の収支がわかる書類か給与明細	復職 (就労開始) 後 2 週間以内
申込み時点で就労内定	入園日までに就労開始	就労証明書	
申込み時点で求職活動中	入園後 3 か月以内に就労開始	就労証明書	

(※) 入園したお子さまを申込み時から入園前まで月ぎめで契約している認可外保育施設等に預けていた場合は、下の子の産前産後休業期間終了後に育児休業を取得することなく復職が必要です。



保育園は、保育が必要なお子さまをお預かりする施設です。そのため、一度復職した後に、再度入園したお子さまの育児休業（パパ・ママ育休プラス含む）を取得することや、もう一方の保護者が替わって育児休業（パパ・ママ育休プラス含む）を取得することは、保育の必要性が認められないため、退園となります。ご注意ください。ただし、慣らし保育への対応等のために、入園日以降に育児休業の取得を開始し、入園月の翌月 1 日までに復職することは認められます（例：4/1 入園と同時に育児休業取得開始、5/1 までに復職）。



2 転職・育児休業からの復職

認可保育園は、「申込み時点」と「入園時点」で世帯の状況が変わっていないことを前提に選考します。

やむを得ず転職・雇用変更する場合は、以下の例を参考（転職・復職の内容のうち、下線が NG ポイントです。）に、**転職前に必ず保育課へご連絡ください**。後から発覚した場合、退園になる可能性があります。

※ 育児のための短時間勤務制度を利用し、雇用契約上の就労時間を変えずに復職することは問題ありません。

	申込時の状況例	転職・復職の内容（例：4 月入園の場合）	可否
1	A 社で週40時間以上の正社員として勤務	3/31までに A 社を退職、4/1から B 社で週40時間以上の契約社員として勤務	○
2	A 社で週40時間以上の正社員として勤務	3/31までに A 社を退職、 <u>4/2以降</u> に B 社で週40時間以上の正社員として勤務	×
3	A 社で週40時間以上の派遣社員として勤務	4/1から A 社で週40時間以上のパートタイムに雇用変更	○
4	A 社で週40時間以上の正社員として勤務	4/1から A 社で週30時間以上のパートタイムに雇用変更	×
5	A 社で週40時間以上の正社員として育休中	復職せず3/31までに A 社を退職、 4/1から B 社と C 社で合計週40時間以上のアルバイトとして勤務	○
6	A 社で週40時間以上の派遣社員として育休中	復職せず3/31までに A 社を退職、 <u>4/2以降</u> に B 社で週40時間以上の正社員として勤務	×
7	A 社で週40時間以上の正社員として育休中	復職せず4月中に A 社を退職、5/1までに B 社で週40時間以上の正社員として勤務	○
8	A 社で週40時間以上の派遣社員として育休中	復職せず4月中に A 社を退職、 <u>5/2以降</u> に B 社で週40時間以上の正社員として勤務	×
9	A 社で週40時間以上の正社員として育休中	5/1から A 社で週30時間以上のパートタイムとして復職	×
10	A 社で週40時間以上の正社員として育休中	5/1から A 社で週40時間以上のパートタイムとして復職し、 復職日翌日以降に週30時間以上に雇用変更	○

3 保育の必要量

P.1「3 認定について」の認定区分のうち、2・3号認定は、「保育を必要とする理由」や「保護者の就労時間」によって、「標準時間認定」と「短時間認定」に分類、決定されます。



決定した認定区分によって、保育園を利用できる時間が異なります。

認定区分は、市で決定しますが、実際の預かり時間は、保育園との相談により決定されます。

認定区分	保護者の要件	保育時間 (下記のうち保育を必要とする時間)	延長保育
標準時間認定	月120時間以上の就労、出産、 疾病、障害、介護・看護、通学等	7:00～18:00	18:01以降
短時間認定	月48時間以上120時間未満の就労、 在園児以外の子どもの育休取得中、求職中	8:30～16:30	7:00～8:29 16:31以降



認定区分は、毎月1日時点の状況で決まります。

求職活動中だったが、月の半ばから就労を開始したなど、月途中から保育時間の変更が必要な場合は、お通いの保育園にご相談ください。家庭状況の変更について、速やかに届出をお願いします（P.25 参照）。

4 慣らし保育



保育園での集団保育は、家庭とは環境が大きく異なり、小さなお子さまにとっては大きな負担となります。そのため、入園後しばらくは、保育時間を通常より短くする「慣らし保育」を行うことがあります。「慣らし保育」の期間や時間は、保育園やお子さまの状況によって異なりますので、内定した保育園とご相談ください。

※ 「慣らし保育」の期間によって、復職期限などを延長することはありません。

※ 転園の場合も、転園先での「慣らし保育」が必要な場合があります。



5 現況届出書の提出

認可保育園を利用している方は、「子ども・子育て支援法」に基づき、毎年「保育を必要とする理由」に該当しているかを確認するために、「現況届出書」の提出が必要です。

提出書類は、毎年夏頃にご案内します。



期限までに必要な書類の提出がない場合は、保育の必要性が判断できないため、退園となります。

6 カスタマーハラスメントに対する取組

東京都では令和7年4月1日から、カスタマーハラスメント防止条例が施行されています。

条例に基づき、調布市では「調布市職員に対するカスタマーハラスメントの防止に関する基本方針」を策定しています。市職員・施設の職員に対するカスタマーハラスメントが行われた場合においては、職員の安全を確保し、行為者に対し、その行為の中止の申入れその他の必要な措置を迅速かつ適切に講じます。

カスタマーハラスメントになり得る代表的行為例

身体的・精神的な攻撃 / 威圧的な言動 / 土下座の要求 / 執拗な（継続的な）言動 / 拘束する言動 / 差別的・性的言動 / 就業者個人への攻撃や嫌がらせ / 過度な謝罪要求 / その他不可能な行為や抽象的な行為の要求 など



7 保育園等における虐待や不適切な保育に関する相談窓口

児童福祉法の改正により、令和7年10月1日から、保育所等の職員による虐待について、通報義務が設けられました。保育園等の職員による虐待等の不適切な保育に気づいた場合は、速やかに保育課までご連絡ください。

相談された方の秘密は守られます。匿名での相談も可能です。

調布市子ども生活部保育課 （042-481-7758）

8 入園後に家庭状況が変わった場合

保護者やお子さまの状況に変化があった場合は、速やかに以下の書類をご提出ください。

就労状況などに変更があったにも関わらず、届出がされない場合、原則として退園になります。



提出先は、お通いの保育園です。きょうだい同園の場合は、1通ご提出ください。

きょうだい別園の場合は、一方の園に原本を、もう一方の園にコピーをご提出ください。

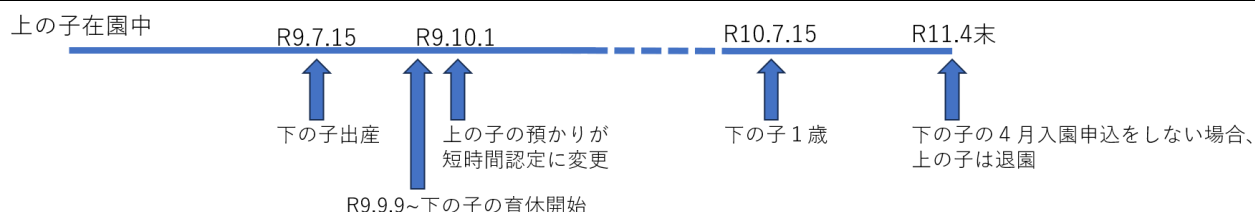
変更事項例		提出書類	
退園する・市外へ転出する		調布市子どもの保育の利用に係る利用休止・終了届出書 (転出後も引き続き調布市の保育園を継続通園希望の場合は、P.16 参照)	
1 か月以上保育園を連続して休む (※3 か月以上休む場合は退園です)		調布市子どもの保育の利用に係る利用休止・終了届出書	
市内で転居した		調布市子どもの保育の利用に係る異動届出書	添付書類は不要
保護者の電話番号が変わった			
氏名変更			
保護者の勤務状況			
退職した			退職日がわかる書類
転職した			退職日がわかる書類 就労証明書 (※就労開始後に発行されたもの)
求職中から就労した			就労証明書 (※就労開始後に発行されたもの)
母が妊娠し、産前産後休業を取得する			母子健康手帳のコピー (※分娩予定日を書いたページ)
(育児・介護休業法に基づく) きょうだいの育児休業を取得する			・ 就労証明書 (※育児休業の期間が書かれたもの) ・ (個人事業主・家族従業者の方のみ) 就業規則または育児休業給付金支給決定通知書のコピー (※育児休業取得可能であることが分かるもの)
(個人事業主・育児休業のないパートなどの方) 育児に伴う休業を取得する			育児に伴う休業申告書 (自営業・パートタイム勤務用)
1 か月以上仕事を休む			就労証明書 (※休業期間が記載されたもの)
(入園時以外) 復職する			・ 就労証明書 (※復職日記載の復職後に発行されたもの) ・ (個人事業主・家族従業者の方のみ) 復職後の売上がわかる書類か給与明細
勤務時間・日数が変わった			就労証明書 (※変更日以降に発行されたもの)
勤務先の住所が変わった (店舗異動含む)			添付書類は不要
社内で異動した・社名が変わった			添付書類は不要
家庭状況			
結婚した			保護者となった方の 「保育が必要なことを証明する書類 (P.11 参照)」
離婚した			離婚受理証明書のコピー

※ 「調布市子どもの保育の利用に係る利用休止・終了届出書」と「調布市子どもの保育の利用に係る異動届出書」は保育園にあります (市ホームページからダウンロードも可)。



上のお子さまの在園中に下のお子さまの育児休業 (育児・介護休業法に基づく) を取得する場合について

上のお子さまの在園は、下のお子さまの1歳の誕生日の翌年度4月末日まで可能です。ただし、下のお子さまの認可保育園の入園申込みをし続け、待機の状態が続いている場合は、引き続き利用可能です。



9 保育料（利用者負担額）・給食費・延長保育料について

(1) 保育料・給食費

	保育料	給食費
0～2歳児	無償	
3～5歳児	無償	4,500円



※ 調布市外から調布市の認可保育園に通われているお子さまの保育料・給食費は居住自治体で決定します。料金等は居住自治体にご確認ください。



以下のいずれかに該当する場合は、給食費が免除になります。

- ・保護者の市民税所得割額の合計が、57,700円未満（ひとり親世帯などの場合は、77,101円未満）
 - ・保育園・幼稚園等に通う未就学児の中で第3子以降のお子さま
- ※ 免除になる方には、保育課から通知します。

給食費の支払方法は、以下のとおりです。

施設の種類	支払先	支払方法
公立保育園	調布市	口座振替または納付書
私立保育園	各施設	各施設へお問い合わせください

(2) 延長保育料

延長保育は、すべての市内認可保育園で行っています（各保育園の延長保育時間は、P.34～参照）。

保護者の勤務時間、通勤時間、お子さまの年齢、その他の家庭状況を考慮のうえ保育時間を決めますので、**延長保育を希望する方は事前に必ず保育園にご相談ください**（ご希望に沿えない場合があります）。

延長保育時間	延長保育料		
	標準時間認定		短時間認定
	月額	日額	
～19:00	3,500円	700円	8:30～16:30を超える時間帯を利用する場合 30分300円 18:01以降は、標準時間認定の金額に切り替わります。
～20:00	12,000円	2,400円	

- ・延長保育料の支払方法は、保育園にお問い合わせください。
- ・市民税非課税世帯、生活保護受給世帯の場合は、延長保育料が免除になります。
- ・家庭的保育事業たんぽぽの開園時間は、8:00～18:00ですが、たんぽぽへの入園は、全員、短時間認定となるため、8:30～16:30を超える時間帯を利用する場合は延長保育料が必要です。



閉園時間を超えるお迎えは、保育園に多大な迷惑がかかるだけでなく、お子さまの生活リズムが乱れる原因にもなります。必ず開園時間内のお迎えをお願いいたします。

10 休日保育

認可保育園がお休みの日曜日・祝日に保育を実施しています。市内在住で、認可保育園（市外含む）に通園中の、1歳児クラスから就学前までのお子さまが対象です。申込み・利用方法などは、直接ベネッセひまわり保育園にお問い合わせください。※ 給食の提供はありませんので、お弁当が必要です。

施設名 問合せ先	実施日	実施時間	対象	定員	使用料
ベネッセひまわり保育園 042(481)7107	日曜日・祝日 (年末年始を除く)	8:30～17:30	1歳児クラス～ 就学前	5人	認可保育園の保育料に含む

V よくある質問 Q & A

申込みに関する事

Q 1 募集人数が0人の園でも、申込みはできますか。

A 1 可能です。退園などで空きが生じた場合に利用調整します。

Q 2 認可保育園以外の保育施設も申込みしたいのですが、市の窓口で申込みできますか。

A 2 施設と直接契約となるため、施設や事業者へお申込みください。空き状況などの詳細についても、直接各施設にお問い合わせください。

Q 3 出産予定日が令和9年2月3日です。令和9年4月に入園できますか。

A 3 生まれた日により、以下のとおりとなります。

- ・ 令和9年1月2日～令和9年2月3日の間に生まれたお子さまは、受入れ年齢が満3か月からの園は利用調整の対象外となり、受入れ年齢が生後57日目からの園のみ利用調整の対象となります。
- ・ 令和9年2月4日以降に生まれたお子さまは4月に入園することはできません。4月入園の内定が出た場合でも内定取消となり、申込みは自動的に受入可能日（各園の受入年齢）が過ぎる日の翌月まで繰り越されます。

Q 4 調布市に転入予定で申込みます。住民票は入園月の前月までに異動しますが、引っ越しがあるため、入園月の2週目から通いたいです。

A 4 入園日に保育の必要性がある方に内定を出しているため、月途中からの登園は認められません。入園日から登園できる月に申込みをずらしてください。

Q 5 仕事のため申込児童の保護者が窓口で申込書類を提出しに行くことができません。保護者の代わりに申込児童の祖母が提出しても良いですか。

A 5 代理提出者が申込児童の親族の場合は保護者の委任状（任意様式）があれば受理します。電子申請・郵送での提出も可能です。

必要書類に関する事

Q 6 自営業です。P.11にある必要書類の「② 以下のいずれか1つ」の中で、何も出せるものがありません。何を提出すればよいですか。

A 6 取引先とやり取りした文書やメールのスクリーンショット（保護者名がわかるもの）、事業のパンフレットなど、就労していることが客観的にわかる書類を直近3か月分（各月1枚）提出してください。就労に対して、対価を得ていることがわからない場合は、「自営中心者以外」の指数が付きま

育休中の取扱いに関する事

Q 7 育休中で保育園への入園が決定しました。勤務先が、5月1日はお休みです。復職は前倒しが必要ですか。

A 7 入園後翌月1日が休日だった場合でも、1日付で復職したと勤務先が決定した（復職証明書の発行が可能）のであれば、実際の出勤開始は翌営業日でも構いません。

Q 8 現在正社員で、育休を取得中です。入園したら、パートタイムに雇用契約を変更し、復職したいです。

A 8 復職時に勤務時間や勤務日数が減っていた場合（育児のための短時間勤務制度利用を除く）は、原則として退園となります。勤務時間や勤務日数に変更がなく、勤務形態のみ変更になる場合の復職は、継続して通園することができます。

（例）申込み時：A社、正社員、週40時間、月21日 ⇒ 復職時：A社、パート、週40時間、月21日

Q 9 現在、育休中です。兄弟で同時に申込みし、上の子だけ内定しました。上の子だけ保育園へ通園させ、下の子は育休を継続し自宅保育したいのですが可能ですか。

A 9 兄弟のいずれかのみが認可保育園に入園した場合も、1か月以内に復職していただくことが条件です。1か月以内に復職していない場合は退園となります。「令和9年度 申込確認票」にきょうだいで申込みする場合の申込み条件を指定する項目がありますので、記入をお願いします。

利用調整に関すること

Q10 休憩時間や残業時間は、利用調整において勤務時間に含められますか。

A10 休憩時間は1日あたり1時間30分まで含めますが、残業時間は除いて算定します。

Q11 雇用契約は週40時間ですが、勤務先の制度を利用して時短勤務を取得しています。この場合でも週40時間勤務の指数の対象となりますか。

A11 勤務先の制度を使って時短勤務をしている場合、雇用契約上の勤務時間で算出します。雇用契約上の勤務時間自体が週40時間よりも短くなっている場合は、週40時間勤務の指数の対象にはなりません。

Q12 親族の会社を手伝っていますが、給料をもらっていません。指数はどうなりますか。

A12 就労に対して対価が支給されていない場合は、「自営中心者以外」の指数になります。

Q13 現在求職中です。保育園に入園できたら親族の自営業を手伝う予定です。指数はどうなりますか。

A13 自営業やその手伝いの場合、客観的な就労の開始が確認できないことから、「求職」の指数になります。

Q14 自営業のため、法定の育児休業を取得できませんが、子どもの預け先が無いため現在自営業を休業しています。就労要件で申し込むことはできますか。

A14 お子さまが満1歳の誕生日を迎える前日までは、育児に伴う休業（みなし育休）を取得し、就労要件で申し込むことができます。みなし育休取得中に申し込む場合は、就労証明書の「9.育児休業の取得※取得予定を含む」欄に、産前産後休暇の翌日からお子さまが1歳の誕生日を迎える前日までの日付を記入してください。自営業の場合は保護者本人、パート・アルバイトの場合は勤務先が記入します。みなし育休中に入園が内定した場合は、入園後1か月以内に産前産後休暇・みなし育休取得前の就労時間で復職する必要があります。申込中にみなし育休期間が終了した場合は、みなし育休終了日の翌日から産前産後休暇・みなし育休取得前の就労時間で復職する必要があります（復職できない場合は、要件を就労から求職に変更する必要があります）。

Q15 子どもが産まれるまで、フリーランスで仕事をしていました。産後は子どもを家庭で保育しながら週3日で仕事をしています。子どもが保育園に入園できたら仕事の時間を1日8時間に戻します。指数はどうなりますか。

A15 現在の勤務時間で指数付けをします。

Q16 令和8年4月1日から認可外保育施設に子どもを預け、勤務を開始しました。その後、第2子出産のため、産休・育休を取得し、現在、第1子は認可外保育施設、第2子は自宅保育しています。第1子は、認可外保育施設に1年以上通園していますが、P.19の「第2表の4」にある加点や「第3表の3」の優先は該当しますか。

A16 該当しません。育休取得中は自宅保育が可能であり、保育を必要とする状況とはみなされません。

Q17 ベビーシッターや一時預かりを月に数回スポット利用し、就労しています。P.19の「第2表の4」にある加点や「第3表の3」の優先は該当しますか。

A17 該当しません。P.19の「第2表の4」にある加点や「第3表の3」の優先は月ぎめ契約をしている場合に対象となります。

内定後に関すること

Q18 4月入園の内定をもらいましたが、5月に入園時期をずらしてほしいです。

A18 入園時期をずらすことはできません。保育園は、保育を必要とする方をお預かりする施設であり、4月入園の場合は、4月に保育の必要性がある方に内定を出しています。4月に保育がなくなった場合は、内定を辞退していただき、5月の入園選考を行います。5月の選考結果によっては、不承諾になったり、4月入園で内定した保育園とは別の保育園に内定したりすることがあります。辞退すると、辞退した年度内は減点（－5点）がつきます。

Q19 認証保育所通園中に認可保育園の内定が出ました。その月の10日までは認証保育所に、翌日から認可保育園に通うことは可能ですか。

A19 同じ月内で、1人の児童が2か所以上の保育施設に籍を置くことはできません。認可保育園の入園前日までに、通園していた保育施設を退園できない場合、内定を取消します。

VI 記入例

A1-1 調布市子どもの保育の利用申込書

第1号様式（第4条、第6条関係）		令和9年度		受付者	受付印
調布市子どもの保育の利用申込書（新規・転園）					
調布市長 宛					
保育の利用について、次のとおり申し込みます。				申請日	令和 8 年 10 月 2 日
保 護 者	現住所	調布市小島町2-35-1			
	令和8年1月1日の住所	父） ☒ 調布市内 ☐ 調布市外（			
	母） ☐ 調布市内 ☒ 調布市外（	長野県下高井郡木島平村往郷914-6			
	氏名	調布 太郎			
申 込 児 童	電話番号1	080-△△△△-〇〇〇〇 ☐ 父 ☒ 母 ☐ （	電話番号2	080-〇〇〇〇-△△△△ ☒ 父 ☐ 母 ☐ （	
	フリガナ氏名	生年月日	性別	令和9年4月1日現在の年齢	現在の利用保育所等
	チョウブ キタロウ	令和 5 年 6 月 17 日	☒ 男 ☐ 女	3 歳	なし
希 望 園 名	第1希望	〇〇保育園		第4希望	△△保育園
	第2希望	◎◎保育園		第5希望	転園（調布市内の認可保育園から調布市内の別の市内認可保育園に移る）申込みの場合は、最大3園まで希望できます。
	第3希望	●●保育園		第6希望	
※転園（市内認可から市内認可）の場合は第3希望まで					
入園希望日		令和 9 年 4 月 1 日入園分		※この日	
○ 家庭の状況（保護者及び申込児童のきょうだいを記入してください。申込児童は不要です。）					
フリガナ氏名	申込児童との続柄	生年月日	性別	就労先・通学先・通園先	世帯
チョウブ タロウ	父	平成 7 年 6 月 1 日	☒ 男 ☐ 女	〇△株式会社	☒ 同 ☐ 別
調布 太郎					
チョウブ ハナコ	母	平成 8 年 3 月 2 日	☐ 男 ☒ 女	××株式会社	☒ 同 ☐ 別
調布 花子					
チョウブ ミライ	妹	令和 8 年 5 月 7 日	☐ 男 ☒ 女		☒ 同 ☐ 別
調布 未来					
書き損じた場合は、二重線訂正してください。 訂正印は不要です。					
祖父母が調布市外在住であれば、 ☒ 不要です。 調布市内在住の場合は申込児童と同世帯か別世帯かを ☒ してください。					
祖 父 母 の 状 況	祖父	調布 一郎	☒ 調布市外（〇〇県△△市） ☐ 調布市内（調布市） ☐ 同世帯 ☐ 別世帯		
	祖母	不存在	☐ 調布市外（） ☐ 調布市内（調布市） ☐ 同世帯 ☐ 別世帯		
	祖父	多摩 一夫	☐ 調布市外（） ☒ 調布市内（調布市 西つつじヶ丘〇-△-×） ☐ 同世帯 ☒ 別世帯		
	祖母	国領 保子	☐ 調布市外（） ☒ 調布市内（調布市 小島町2-35-1） ☐ 同世帯 ☒ 別世帯		
生活保護の状況		☒ 受給なし ☐ 受給あり（ 年 月 日 保護開始）			
同一世帯に心身障害手帳をお持ちの方		☒ いらない ☐ いる（ ☐ 申込児童 ☐ 保護者 ☐ きょうだい ☐ その他（ ） →該当する方の手帳のコピーを提出してください。			

A1-4 調布市子どものための教育・保育給付認定申請書

第

この書類は、調布市で初めて認可保育園を申込み場合に必要です。

転入予定の方は、転入手続き時に提出します。出産予定の方は、出産後に提出します。

令和8年10月2日

調布市子どものための教育・保育給付
調布市子育てのための施設等利用給付

☒ 認定申請書
☐ 認定申請書

☐ 変更申請書
☐ 変更申請書

【申請に当たって同意していただく事項】

- 子ども・子育て支援法第16条（子育てのための施設等利用給付に係る申請にあっては同法第30条の3において準用する同法第16条）の規定による給付認定の審査及び申請者や同居親族の市町村民税課税状況の確認に当たって、官公署に対し必要な文書の閲覧又は資料の提供を求めることがあります。
- 申請書等に記載した内容は、給付認定や施設等利用費の支給その他施設における給食費等の徴収に関する情報として必要と認められる場合に、施設・事業者提供することがあります。
- 施設等利用費は、申請者に代わり、利用する施設・事業者が受領する場合があります。
- 新年度4月利用開始の場合は、認定事務が集中し審査等に日時を要するため、申請日にかかわらず、子ども・子育て支援法第20条第6項及び同法第30条の5第5項の規定により、最長で利用開始日の前日まで審査結果のお知らせを延期する場合があります。
- 申請内容が事実と相違した場合は、認定を取り消すことがあります。

以上のことに同意し、子ども・子育て支援法の規定に基づき、次のとおり施設型給付費、地域型保育

入園希望日を記入します。

1 基本情報

フリガナ		チョウフ タロウ		申請希望日（施設利用開始希望日）		令和 9 年 4 月 1 日	
申請者	氏名	調布 太郎		父	現住所	〒 182 - 8511 調布市小島町2-35-1	
	日中の連絡先（電話番号） ※ 確実に連絡のとれる順に記入してください。						
	①	080-△△△△-〇〇〇〇		☐ 父携帯 ☒ 母携帯	②	080-〇〇〇〇-△△△△	
子ども申請	フリガナ	チョウフ キタロウ		現住所	〒 -		
	氏名	調布 鬼太郎		申請者と異なる場合のみ記載	個人番号（マイナンバー）		
	生年月日	令和5 年 6 月 17 日		記入不要			
認定希望日の前年度1月1日現在の住所		(母親)	長野県下高井郡木島平村往郷914-6		(父親)	☒ 現住所と同じ。	
認定希望日の前々年度1月1日現在の住所		(母親)	長野県下高井郡木島平村往郷914-6		(父親)	☒ 現住所と同じ。	

2 世帯の状況

(生計の中心者の番号に○を付けてください。)	フリガナ	申請子どもとの続柄	個人番号及び生年月日	就労先・通学先・通園先又は単身赴任先	要介護認定又は障害者手帳
	①	チョウフ タロウ	父	個人番号	〇△株式会社
	2	調布 太郎		平成7 年 6 月 1 日	
	3	チョウフ ハナコ	母	個人番号	××株式会社
	4	調布 花子		平成8 年 3 月 2 日	
	5	チョウフ ミライ	妹	個人番号	
	6	調布 未来		令和8 年 5 月 7 日	
認可保育園を申込み方は、保育の必要性「有」です。該当する要件にチェックをつけてください。					

※同居者を全員記入してください。

3 保育の必要性

保育の必要性の有・無	該当する□にレ点を付けてください。			
	(子から見た続柄)		(親)	
	☒ 有	☒ 父 ☐ 母 ☐ その他 ()	☒ 就労 ☐ 介護看護 ☐ 求職活動等 ☐ 就学 ☐ 妊娠出産 ☐ 疾病障害等 ☐ 災害復旧 ☐ その他 ()	

4 利用施設について（予定を含みます。）

フリガナ	マルマルホイクエン	
施設名	〇〇保育園	施設の種類
施設の所在地	〒 -	☐ 認定こども園 ☒ 認可保育所等 ※地域型保育事業を含む。 ☐ 認可外保育施設 ☐ 東京都認証保育所 ☐ その他
TEL:	- -	

第一希望の園名を記入し、所在地は不要です。

A1-3 令和9年度 申込確認票（表面）

令和9年度 申込確認票（表面）

児童名	申込クラス	第一希望園
調布 鬼太郎	3 歳児クラス	〇〇保育園

下記の内容をご確認いただき、記入欄に☑のうえ署名してください。

記入欄	項目
1 すべての方が、必ず記入してください。	
☒ はい	入園案内を確認し、理解しました。
2 きょうだい2人以上で同時に申込みをする方のみ、必ず記入してください。指定された条件で選考します。	
(1) きょうだいのうち、入園できる児童と、入園できない児童がいる場合（希望するもの1つに☑をつけてください。） ※ 1人だけが入園できた場合でも復職が必要です。	
☒	同時に入園できない場合は、入園を希望しない。
☐	どの子が先でもよい。
☐	（児童名： ）から先でないと入園を希望しない。
(2) きょうだい別園となった場合（希望するもの1つに☑をつけてください。）	
☐	同園にならなければ入園を希望しない。
☒	別園となっても入園を希望する。
(3) 入園する園について（希望するもの1つに☑をつけてください。ご希望にそえない場合もあります。）	
☒	希望順位が低い園でもきょうだい同園を希望する。
☐	きょうだい別園でも希望順位の高い園を希望する。
3 育児休業取得中（予定含む）の方のみ、必ず記入してください。	
☒ 確認済	(1) 入園後、翌月1日までに復職が必要です。復職後2週間以内に復職証明書の提出がない場合は、退園です。申込時と入園時では、同じ条件（勤務時間・日数等、会社で定められた時短勤務を除く。）でなければなりません。
☒ 確認済	(2) 育児休業給付金の支給期間延長手続きに必要な「申込み書類一式」を提出前に必ずコピーをお取りください。
(3) 希望する保育園等に入所できない場合、育児休業の延長も許容できるため、優先順位を下げた利用調整となることを了承します。（希望するもの1つに☑をつけてください。） ※ 育児休業・給付の延長に関する各種手続きについて、調布市では一切責任を負いかねます。 ※ 事前に管轄のハローワークや就労先にご確認いただいた上で、ご判断いただくようお願いいたします。	
☐ はい	基準指数を2点に下げて選考します（例：基準指数が60点となる世帯の場合は58点減点されて、基準指数が2点になります）。 「いいえ」を選択するより入園内定する可能性は低くなりますが、希望園の定員に空きがある場合は、入園内定となります。
☒ いいえ	直ちに復職を希望します（提出された書類どおりに選考します）。
4 市内の認可保育園（多摩川保育園を含む）から転園を希望している方のみ、必ず記入してください。	
☐ 確認済	転園が内定した場合、どのような理由があっても元の園に戻ることはできません。 転園の意思がなくなった場合は、速やかに「保育所入所（転所）申請取下届」の提出が必要です。
5 調布市へ転入予定で申込む方のみ、必ず記入してください。	
☐ 確認済	入園前月までに住民票の異動と、調布市保育課へ「A□-1（利用申込書）」と「A□-4（認定申請書）」の提出が必要です。
6 令和9年4月分と令和8年度の両方を新規の入園希望で申込む（予定含む）方は、必ず記入してください。指定された条件で選考します。以下に当てはまらない状況が生じた場合は、個別に連絡して意向を確認します。	
☐	令和9年4月に内定が出た場合、令和9年2・3月は入園を希望しません。
☒	令和9年4月に内定が出た場合でも、令和9年2・3月に希望順位が高い園（または同じ園）に内定が出た場合は、令和9年2・3月の入園を希望します。 （令和9年4月以降も引き続き通うことが可能です。令和9年4月の内定は辞退していただきます。）
☐	令和9年4月より希望順位が低い園に内定が出たとしても、令和9年2・3月の入園を希望します。 （令和9年4月以降も引き続き同じ園に通うか、令和9年4月で内定した園に転園するか、お選びいただけます。）

ここに書ききれない条件をつけて選考を希望する場合は、別紙（様式不問）に書いて一緒に提出してください。
例：A園とB園はきょうだい別園でもよいが、A園とC園になった場合は、入園を希望しない。など

保育園の申込みに当たり、本確認票内の事項について確認しました。不明点は入園案内を確認し理解しました。

また、提出するすべての書類に虚偽の申請がないことを証明いたします。

令和 8 年 10 月 2 日

保護者氏名

調布 太郎

コラム 「育児休業給付金の延長手続き」が変わったことをご存じですか？

令和7年4月の「雇用保険法施行規則改正」に伴い、育児休業給付金の支給対象期間延長手続きが変更されました。詳細は、厚生労働省のリーフレットをご確認ください。

1. 育児休業給付金の支給対象期間延長手続きの変更について
2. 2025年4月以降に延長の可能性がある方向けの留意点



注意 申込書類の写しについて

育児休業給付金の支給期間延長手続きには、認可保育園の申込書類の写しが必要です。
延長の可能性がある方は、**書類一式**を提出前に必ずコピーをお取りください。

※ 提出された後の書類の返却はできません。提出後にコピーが必要な場合は、保有個人情報の開示請求手続き（有料）が必要となり、お渡しするまでに2週間程度の時間がかかります。

※ マイナンバーカードを使った電子申請の場合、申請完了後に申請データをダウンロードできます。

注意 A1-3 申込確認票について

設問3(3)「希望する保育所等に入所できない場合、育児休業の延長も許容できるため、優先順位を下げた利用調整となることを了承します」に「はい」を選択した場合、基準指数を2点に下げて選考します。例えば、**基準指数が60点になる世帯では、58点減点されて、基準指数が2点になります。**合計指数が高い世帯から内定しますので、基準指数が2点になると内定する可能性は低くなりますが、希望園に空きがある場合は、内定します。

入所保留や育児休業給付金延長を保障するものではありません。

また、**育児休業の延長に関する各種手続きについて、調布市では一切責任を負いかねますので、事前に管轄のハローワーク（就労先によって異なります）や就労先にご確認いただいたうえで、ご判断ください。**

なお、調布市外在住で調布市への転入予定がない場合、設問3(3)は「はい」を選択することはできません。

注意 「利用不承認決定通知書」について

保育園に入所できなかった場合に発行する「利用不承認決定通知書」は、内定を辞退した場合や、締切日までに申込みがない場合は発行しません。「利用不承認決定通知書」は、**利用希望開始月または希望園等を変更した月のみの発行となります。**

保育園の利用申込みをしている方には未入所証明書も発行可能です。詳しくは、市ホームページをご覧ください。



就労証明書

調布市長

宛

記入例

訂正する場合は、二重線で消してください。

訂正印は不要です。

押印は不要です。

証明日 西暦 2026 年 9 月 17 日

事業所名 ××株式会社

代表者名 染地 次郎

所在地 調布市小島町●-●-●

電話番号 042 - 481 - ●●●●

担当者名 布田 花子

記載者連絡先 042 - 481 - ●●●●

下記の内容について、事実であることを証明いたします。

※本証明書の内容について、就労先事業者等に無断で作成し又は改変を行ったときには、刑法上の罪に問われる場合があります。

No.	項目	記載欄
1	業種	☐ 農業・林業 ☐ 漁業 ☐ 鉱業・採石業・砂利採取業 ☐ 建設業 ☒ 製造業 ☐ 電気・ガス・熱供給・水道業 ☐ 情報通信業 ☐ 運輸業・郵便業 ☐ 卸売業・小売業 ☐ 金融業・保険業 ☐ 不動産業・物品賃貸業 ☐ 学術研究・専門・技術サービス ☐ 宿泊業・飲食サービス業 ☐ 生活関連サービス業・娯楽業 ☐ 医療・福祉 ☐ 教育・学習支援業 ☐ 複合サービス事業 ☐ 公務 ☐ その他()
2	フリガナ	チョウフ ハナコ
	本人氏名	調布 花子
	生年月日	1996 年 3 月 2 日
3	雇用(予定)期間等	☒ 無期 ☐ 有期 期間 (無期の場合は雇用開始日のみ) 2022 年 4 月 1 日 ~ 年 月 日
4	本人就労先事業所	名称 ××株式会社 つつじヶ丘支店 住所 調布市東つつじヶ丘●-●-●
5	雇用の形態	☒ 正社員 ☐ パート・アルバイト ☐ 派遣社員 ☐ 契約社員 ☐ 会計年度任用職員 ☐ 自営業主 ☐ 自営業専従者 ☐ 家族従業者 ☐ 内職 ☐ 業務委託
6	就労時間 (固定就労の場合)	月 火 水 木 金 土 日 祝日 合計時間 ☒ ☒ ☒ ☒ ☒ ☐ ☐ ☐ 月間 160 時間 0 分 (うち休憩時間 1200 分) 一月当たりの就労日数 月間 20 日 一週当たりの就労日数 週間 5 日 平日 8 時 0 分 ~ 16 時 0 分 (うち休憩時間 60.00 分) 土曜 時 分 ~ 時 分 (うち休憩時間 分) 日祝 時 分 ~ 時 分 (うち休憩時間 分) 合計時間 月間 週間 時間 分 (うち休憩時間 分) 就労日数 月間 週間
	就労時間	産育休・その他の休業期間を除く 3 か月。有給・休憩・残業時間含む。 26 年 1 月 年月 2025 年 12 月 年月 2025 年 11 月 年月 18 日/月 140.00 時間/月 21 日/月 168.00 時間/月 20 日/月 160.00 時間/月
7	※日数に有給休暇を含み、時間数に休憩・残業時間を含む	
8	産前・産後休業の取得 ※取得予定を含む	☐ 取得予定 ☐ 取得中 期間 年 月 日 年 月 日
9	育児休業の取得 ※取得予定を含む	☐ 取得予定 ☒ 取得中 ☐ 取得済み 理由 産休は取得済みであれば、空欄で問題ありません。 期間 2026 年 7 月 2 日 ~ 2027 年 5 月 6 日
10	産休・育休以外の休業の取得	☐ 取得予定 ☐ 取得中 ☒ 取得済み 理由 ☐ 介護休業 ☒ 病休 ☐ その他() 期間 2026 年 2 月 15 日 ~ 2026 年 2 月 28 日
11	復職(予定)年月日	☒ 復職予定 ☐ 復職済み 2027 年 5 月 7 日
12	育児のための短時間勤務制度利用有無 ※取得予定を含む	☒ 取得予定 ☐ 取得中 期間 2027 年 5 月 7 日 ~ 2028 年 3 月 31 日 主な就労時間帯 9 時 0 分 ~ 16 時 0 分 (うち休憩時間 60 分) ・シフト時間帯
13	保育士等としての勤務実態の有無	☐ 有 ☐ 有(予定) ☒ 無
14	(雇用契約の)満了後の更新の有無	☐ 有 ☐ 有(予定) ☐ 無 ☐ 未定
15	入所内定時育休短縮可否	☒ 可 ☐ 可(予定) ☐ 否
16	育休延長可否	☒ 可 ☐ 可(予定) ☐ 否
17	単身赴任期間(予定含む)	年 月 日 ~ 年 月
18	備考欄	
19	保護者記載欄	児童名 調布 鬼太郎 生年月日 2023 年 6 月 17 日 施設名 ○○保育園 ☐ 利用中 ☒ 申込中(第一希望) 児童名 生年月日 施設名 ☐ 利用中 ☐ 申込中(第一希望) 年 月 日 年 月 日 ☐ 利用中 ☐ 申込中(第一希望)

勤務先に就労証明書の発行を依頼する場合であっても、保護者記載欄に限り、保護者が記載して問題ありません。

備考欄に書いていただく内容(例)

- ・直近での勤務時間数の変更(予定含む)
- ・過去の産育休取得
- ・過去の短時間勤務制度利用
- ・社名変更、合併、出向 等

発生日とその内容を記載してください。

VII 保育施設一覧

1 認可保育園 (令和8年8月1日時点の情報です)

西調布・飛田給エリア

マップNo.	施設名	住所	年齢別認可定員数							保育受入年齢	延長保育 (平日) 利用可能年齢
		電話番号	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計		
1	上石原保育園 (公立)	上石原2-8-3 042(484)0234	12	20	20	20	48		120	生後57日目～	18:01～19:00 満1歳～
2	こだちの詩保育園※1	上石原3-1-25 042(444)8558	9	16	19	19	19	19	101	生後57日目～	18:01～19:00 満1歳～
3	富士見保育園 (公立)	富士見町2-3-26 042(481)7671	6	10	14	20	50		100	満3か月～	18:01～19:00 満1歳～
4	保恵学園保育所	富士見町3-1 042(498)2002	9	18	20	20	20	20	107	生後57日目～	18:01～19:00 満1歳～
5	子供の家こすずめ保育園 (本園) ※2	上石原1-20-16 042(484)1300	6	9	9	9	28		61	生後57日目～	18:01～19:00 満1歳～
6	子供の家こすずめ保育園 (分園) ※3	上石原1-36-2 042(490)0415	7	7	7	8	-		29	生後57日目 ～3歳児クラス	18:01～19:00 満1歳～
7	調布なないろ保育園	多摩川1-15-2 042(444)3900	6	14	20	20	20	20	100	生後57日目～	18:01～20:00 満1歳～
8	城山保育園上石原	上石原3-8-10 042(490)2031	9	15	24	24	24	24	120	生後57日目～	18:01～19:00 満1歳～
9	ヒューマンアカデミー上石原保育園	上石原3-21-3 042(480)8181	6	12	15	15	16	16	80	生後57日目～	18:01～20:00 満1歳～
10	こんべいとう保育園※4	富士見町1-39-54 042(488)7177	6	11	18	-			35	満3か月 ～2歳児クラス	18:01～20:00 満1歳～
11	しきの森保育園	下石原2-54-1 042(426)7151	6	14	15	15	15	15	80	生後57日目～	18:01～20:00 満1歳～
12	ちいはぐ・飛田給	飛田給2-21-2 YAHIROビル1・2階 042(485)0338	6	6	6	8	8	8	42	生後57日目～	18:01～19:00 満1歳～

小島町・布田エリア

マップNo.	施設名	住所	年齢別認可定員数							保育受入年齢	延長保育 (平日) 利用可能年齢
		電話番号	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計		
13	下布田保育園 (公立)	布田2-27-4 042(481)7668	10	10	14	16	40		90	生後57日目～	18:01～19:00 満1歳～
14	ベネッセひまわり保育園	小島町2-53-5 アルソスコート調布 042(481)7107	6	10	11	11	22		60	生後57日目～	18:01～20:00 満1歳～
15	上布田保育園	調布ヶ丘1-20-1 042(482)2564	6	10	12	18	22	22	90	生後57日目～	18:01～19:00 満1歳～
16	皐月保育園※5	小島町2-20-3 042(482)2323	12	23	23	24	24	24	130	生後57日目～	18:01～20:00 満1歳～
17	八雲台保育園	八雲台1-32-1 042(486)9143	9	14	17	20	40		100	生後57日目～	18:01～19:00 満1歳～
18	オリンピック保育園	佐須町3-1-5 042(482)4331	12	19	19	15	15	15	95	生後57日目～	18:01～19:00 満1歳～
19	双葉保育園	小島町3-28-1 042(485)6651	10	12	14	20	24	25	105	生後57日目～	18:01～19:00 満1歳～
20	エンゼルランド	布田6-23-8 042(480)6860	5	11	11	11	11	11	60	生後57日目～	18:01～19:00 満1歳～
21	エンゼルシー	布田3-21-2 042(480)8010	9	15	15	15	15	15	84	生後57日目～	18:01～19:00 満1歳～
22	小学館アカデミーちょうふ保育園	布田4-25-8 042(490)6080	9	15	15	15	15	15	84	生後57日目～	18:01～20:00 満1歳～
23	グローバルキッズ調布園	布田5-17-6 042(441)7707	6	10	11	11	11	11	60	生後57日目～	18:01～19:00 生後57日目～ 18:01～20:00 満1歳～
24	ヒューマンアカデミー調布多摩川保育園	多摩川3-8-2 042(480)8081	6	12	16	18	19	19	90	生後57日目～	18:01～20:00 満1歳～
25	みずべの保育園	小島町3-49-15 042(444)8901	5	15	15	15	15	15	80	生後57日目～	18:01～20:00 生後57日目～
26	レイモンド調布保育園	小島町3-16-8 042(426)9461	9	15	15	17	17	17	90	生後57日目～	18:01～19:00 満1歳～
27	調布ヶ丘ちとせ保育園	調布ヶ丘3-7-7 042(442)4661	9	14	16	17	17	17	90	生後57日目～	18:01～19:00 満1歳～
28	調布もみじの森保育園	佐須町4-11-2 042(426)7483	6	11	11	11	11	11	61	生後57日目～	18:01～20:00 満1歳～
29	調布エンジェル保育園	調布ヶ丘1-23-1 042(444)5288	6	14	15	15	15	15	80	生後57日目～	18:01～20:00 満1歳～

マップNo.	施設名	住所	年齢別認可定員数							保育受入年齢	延長保育（平日） 利用可能年齢
		電話番号	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計		
30	ちょうふのぞみ保育園	布田4-5-34 042(426)4941	9	12	17	17	17	18	90	生後57日目～	18:01～20:00 満1歳～
31	京王キッズプラッツ多摩川※6	多摩川4-39-1 042(490)5550	6	8	8	8	8	8	46	生後57日目～	18:01～20:00 満1歳～
32	バイオニアキッズちょうふ園	布田3-7-3 042(426)7073	9	15	15	15	15	15	84	生後57日目～	18:01～19:00 満1歳～
33	調布そらいろ保育園	小島町1-16-3 042(426)7022	6	10	11	11	11	11	60	生後57日目～	18:01～20:00 満1歳～
34	木下の保育園調布駅前	布田3-4-3 042(426)8600	6	13	14	14	14	14	75	生後57日目～	18:01～19:00 満1歳～
35	布田そらいろ保育園	布田6-47-2 042(444)8778	6	14	15	15	15	15	80	生後57日目～	18:01～20:00 満1歳～

国領・染地エリア

マップNo.	施設名	住所	年齢別認可定員数							保育受入年齢	延長保育（平日） 利用可能年齢
		電話番号	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計		
36	第五保育園（公立）	国領町3-12-1 042(484)2200	6	10	14	20	50		100	満3か月～	18:01～19:00 満1歳～
37	二葉くすのき保育園	国領町3-8-15 1号棟 042(487)8309	12	16	17	18	18	19	100	生後57日目～	18:01～19:00 満1歳～
38	みゆき保育園	国領町8-1-35 6号棟 042(488)8860	9	20	20	20	20	20	109	生後57日目～	18:01～19:00 満1歳～
39	レオ保育園	染地2-8-30 042(488)4127	9	15	18	22	44		108	生後57日目～	18:01～19:00 満1歳～ (11か月～ならし開始)
40	ときわぎ国領保育園	国領町8-2-65 03(5438)2115	9	10	10	11	11	11	62	生後57日目～	18:01～20:00 満1歳～
41	調布クオレ保育園	国領町4-13-42 042(481)8731	6	9	12	13	15	15	70	生後57日目～	18:01～20:00 満1歳～
42	東京YWC A まきば保育園	国領町7-11-1 042(483)5208	9	15	15	17	17	17	90	生後57日目～	18:01～20:00 満1歳～
43	Gakkenほいくえん国領	国領町7-17-3 042(490)3230	9	10	12	13	13	13	70	生後57日目～	18:01～20:00 満1歳～
44	京王キッズプラッツ国領	国領町2-17-3 042(426)7023	6	15	16	16	16	16	85	生後57日目～	18:01～20:00 満1歳～
45	多摩川保育園※7	狛江市西和泉1-5-1 042(483)4667	12	15	18	25	50		120	生後57日目～	18:01～19:00 満10か月～

深大寺・柴崎エリア

マップNo.	施設名	住所	年齢別認可定員数							保育受入年齢	延長保育（平日） 利用可能年齢
		電話番号	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計		
46	深大寺保育園	深大寺北町3-31-8 042(485)2828	12	20	20	20	48		120	生後57日目～	18:01～19:00 満1歳～
47	調布上ノ原保育園	柴崎2-24-4 042(485)2821	6	7	18	23	49		103	生後57日目～	18:01～19:00 満1歳～
48	調布城山保育園	深大寺南町3-17-35 042(452)9496	6	10	11	11	11	11	60	生後57日目～	18:01～19:00 満1歳～
49	にじいろ保育園柴崎	柴崎1-2-1 042(426)9673	9	12	12	15	16	16	80	生後57日目～	18:01～20:00 満1歳～
50	ぼけっとランド深大寺保育園	深大寺南町4-9-1 042(490)2667	5	15	15	15	15	15	80	生後57日目～	18:01～20:00 満1歳～
51	ういず調布深大寺保育園	深大寺東町5-34-3 042(426)9331	6	12	14	16	16	16	80	生後57日目～	18:01～20:00 満1歳～
52	菊野台かしのみ保育園	菊野台1-34-18 042(444)1467	9	15	16	16	17	17	90	生後57日目～	18:01～19:00 満1歳～
53	バイオニアキッズ柴崎園	菊野台2-23-5 2階 042(444)8690	6	10	11	11	11	11	60	生後57日目～	18:01～19:00 満1歳～
54	深大寺元町ちとせ保育園	深大寺元町1-10-8 042(444)3041	9	12	14	15	15	15	80	生後57日目～	18:01～19:00 満1歳～
55	深大寺東町ちとせ保育園	深大寺東町1-14-1 042(444)8091	9	12	18	20	20	21	100	生後57日目～	18:01～19:00 満1歳～

つつじヶ丘・仙川エリア

マップNo.	施設名	住所	年齢別認可定員数							保育受入年齢	延長保育（平日） 利用可能年齢
		電話番号	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計		
56	金子保育園（公立）	西つつじヶ丘4-16-7 042(483)4410	6	10	14	20	50		100	満3か月～	18:01～19:00 満1歳～
57	神代保育園（公立）	西つつじヶ丘1-40-5 042(485)3103	6	10	14	20	50		100	満3か月～	18:01～19:00 満1歳～
58	東部保育園（公立）	若葉町1-29-21 03(3307)2081	6	13	17	20	44		100	満3か月～	18:01～19:00 満1歳～
59	仙川保育園※8	仙川町1-21-5 03(3300)1055	6	18	18	22	46		110	生後57日目～	18:01～20:00 満1歳～

マップNo.	施設名	住所	年齢別認可定員数							保育受入年齢	延長保育（平日） 利用可能年齢
		電話番号	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計		
60	ポピンズナーサリースクール調布※3	西つつじヶ丘2-4-1 03(5315)2100	12	17	18	-			47	生後57日目 ～2歳児クラス	18:01～20:00 生後57日目～
61	ポピンズナーサリースクール調布分園	西つつじヶ丘2-1-31 03(5314)2131	-			20	20	20	60	3歳児クラス～	18:01～20:00 3歳児クラス～
62	緑ヶ丘保育園	緑ヶ丘2-25 03(3309)5605	12	20	22	22	22	22	120	生後57日目～	18:01～19:00 生後57日目～ 18:01～20:00 満1歳～
63	パイオニアキッズ菊野台園※9	菊野台3-26-17 042(488)0533	9	12	12	15	16	16	80	生後57日目～	18:01～20:00 生後57日目～
64	パイオニアキッズ仙川園※9	若葉町1-27-31 03(5314)9353	6	10	11	11	11	11	60	生後57日目～	18:01～20:00 生後57日目～
65	パイオニアキッズつつじヶ丘園	東つつじヶ丘2-4-4 03(6279)6973	6	12	12	15	15	15	75	生後57日目～	18:01～20:00 生後57日目～
66	アートチャイルドケア仙川	仙川町1-16-7 2階 03(5313)0615	3	6	6	6	5	4	30	生後57日目～	18:01～19:00 生後57日目～
67	パイオニアキッズ第2仙川園	仙川町2-12-9 03(5314)9442	6	14	15	15	15	15	80	生後57日目～	18:01～19:00 生後57日目～
68	ピノキオ幼児舎つつじヶ丘保育園※9	西つつじヶ丘3-30-1 1階 042(490)2270	6	6	7	7	7	7	40	生後57日目～	18:01～20:00 満1歳～
69	ブライト保育園調布仙川	仙川町3-17-6 03(3300)0190	5	10	10	15	15	15	70	生後57日目～	18:01～20:00 満1歳～
70	つつじヶ丘どろんこ保育園	東つつじヶ丘1-6-25 03(5315)9412	6	15	18	18	18	18	93	生後57日目～	18:01～20:00 満1歳～
71	太陽の子つつじヶ丘保育園	西つつじヶ丘4-29-1 042(490)0161	9	14	14	14	14	15	80	生後57日目～	18:01～20:00 満1歳～
72	リトルキッズスター（分園）※3	菊野台3-21-16 042(481)3335	6	16	16	-			38	生後57日目 ～2歳児クラス	18:01～19:00 満1歳～
73	リトルキッズスター（本園）	西つつじヶ丘4-16-8 042(488)5559	-			16	16	16	48	3歳児クラス～	18:01～19:00 満3歳～
74	おおたかの空保育園	入間町2-28-33 03(5787)7447	12	25	30	30	30	30	157	生後57日目～	18:01～19:00 満1歳～
75	プティ仙川ちとせ保育園※3	緑ヶ丘2-56-3 03(5384)2551	6	20	24	-			50	生後57日目 ～2歳児クラス	18:01～19:00 満1歳～
76	グラン仙川ちとせ保育園	仙川町3-3-21 03(3309)2100	3	5	5	29	29	29	100	生後57日目～	18:01～19:00 満1歳～
77	ぼけっとランド仙川保育園	仙川町2-14-5 03(6709)1016	6	15	18	18	18	18	93	生後57日目～	18:01～20:00 満1歳～

家庭的保育事業

マップNo.	施設名	住所	年齢別認可定員数							保育受入年齢	延長保育（平日）
		電話番号	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計		
ア	たんぼぼ※10	八雲台1-2-2-1 八雲台クリンハイム103 042(444)5718	5			-			5	生後57日目～	8:00～8:29 16:31～18:00

※ 保育園では、建替え工事や運営方法の見直しなどで、延長保育も含めた開園時間の変更がある場合があります。

※1 「調布市公立保育園における民間活力の活用に関する方針【公設公営保育園】」に基づき、公立保育園8園のうち、令和12年度までに先行して2園に民間活力を導入します。No.2 こだちの詩保育園（旧・宮の下保育園）は、その一園目として、令和8年4月から公私連携型保育所（私立保育園）へ移行しました。

※2 No.5 子供の家こすずめ保育園（本園）は、今後工事の予定があり、令和9年度からNo.6 子供の家こすずめ保育園（分園）を本園に統合する予定です。

※3 No.6 子供の家こすずめ保育園（分園）、No.60 ポピンズナーサリースクール調布、No.72 リトルキッズスター（分園）、No.75 プティ仙川ちとせ保育園は、受入れ年齢を超えた場合、同じ園の本園（または分園）に自動移行します。

※4 No.10 こんぺいとう保育園の受入れ年齢は、0～2歳児です。3歳児クラス以降は、他園への入園申込みが必要です。

※5 No.16 阜月保育園は、令和11年4月から延長保育時間を19時までに短縮する予定です。

※6 No.31 京王キッズプラッツ多摩川は、令和9年度中に移転（多摩川4-38-3）を予定しています。

※7 No.45 多摩川保育園は狛江市にありますが、設立の経緯により、調布市内の保育園と同じように申込みができます。

※8 No.59 仙川保育園は、令和10年4月から延長保育時間を19時までに短縮する予定です。

※9 No.63 パイオニアキッズ菊野台園、No.64 パイオニアキッズ仙川園、No.68 ピノキオ幼児舎つつじヶ丘保育園は、令和9年4月から延長保育時間を19時までに短縮する予定です。

※10 家庭的保育事業「たんぼぼ」は、土曜日は開園しません。利用者は一律「保育短時間認定（P.24 参照）」になり、それを超える時間は、延長料金がかかります。また、3歳児クラス以降は、下布田保育園に移行するか、卒園時の加点をもって下布田保育園以外の園に入所申込みをするかを選択することができます。

2 認可外保育施設 (令和8年8月1日時点の情報です)

利用を希望される場合は、直接施設にお問い合わせください。

東京都認証保育所

マップNo.	施設名	住所	最寄駅	年齢別定員数							保育時間	一時預かり
		連絡先		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計		
A	ポピンズナーサリースクール京王つつじヶ丘	西つつじヶ丘3-35-29 042(481)2155	つつじヶ丘	4	10	6		6		26	7:30~20:30	○
B	あいあいナーサリー調布園	小島町3-69-14 第2荒井麗峰ビル301 042(441)4838	調布	2	6	6	6	6	6	32	7:00~20:00	○
C	木下の保育園つつじヶ丘	東つつじヶ丘2-9-2 フレアつつじヶ丘1階 03(5313)4441	つつじヶ丘	6	15	11		-		32	7:00~20:00	○
D	KNベルーガ園	布田1-50-1 マートルコート調布第3 1階 042(444)0335	調布	6	15	12		-		33	7:00~20:00	○
E	ぼけっとランド国領	国領町4-8-1 グランドール武戸野1階 042(486)0751	国領	6	12	12		-		30	7:30~20:30	○
F	都市型保育園ボラー東京調布園	布田4-2-9 スペランサ 2 階 042(443)6040	調布	2	12	11	8	6	7	46	7:30~20:30	○
G	木下の保育園国領	国領町1-45-2 ジェルソミーナ 1 階 042(441)5499	国領	3	15	5		-		23	7:00~20:00	○
H	藤ウェルネス保育園	西つつじヶ丘1-47-4 042(486)4191	つつじヶ丘	3	3	3		-		9	7:00~20:00	○
I	ヒューマンアカデミー西調布保育園	上石原1-37-2 042(442)0460	西調布	3	15	11	6	2		37	7:30~20:30	○
J	ミアヘルサ保育園ゆらりん仙川	仙川町2-5-7 仙川キューポート内1階 03(5969)8665	仙川	3	9	9		19		40	7:30~20:30	○

家庭福祉員 (保育ママ)

マップNo.	施設名	住所	最寄駅	年齢別定員数							保育時間
	家庭福祉員名	連絡先		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計	
K	きださんち 永田 悠	下石原2-16-3 042(483)3639	西調布		3			-		3	8:00~18:00 までの間の8時間 (延長保育要相談)
L	ばる 井上 柚香	国領町4-24-21 042(480)4341	国領		3			-		3	

共同実施型家庭的保育事業 (グループ型保育施設)

マップNo.	施設名	住所	最寄駅	年齢別定員数							保育時間
		連絡先		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計	
M	ちいはぐ・仙川	仙川町2-10-63 03 (6273) 6330 (株式会社チャイルド・スマイル本部)	仙川		10			-		10	8:00~19:00 までの間の8時間 (延長保育要相談)



認可外保育施設を利用する方への助成制度の概要 (保育料の助成)

対象となる方 (以下のすべてに当てはまる方)

- ・市内にお住まいの方
- ・各月1日時点で下記対象施設を月ぎめ契約*し、保育料を納めている方

※一時預かりは対象外です。

対象施設

- ・東京都認証保育所
- ・家庭福祉員(保育ママ)
- ・共同実施型家庭的保育施設(グループ型保育施設)
- ・認可外保育施設指導監督基準を満たしている旨の証明書が発行されている施設

※市内の認可外保育施設は、すべて証明書発行済です。

助成額は、児童の年齢や幼児教育・保育の無償化の対象かによって異なります。

申請方法等の詳細は、市ホームページをご覧ください。



企業主導型保育事業（地域枠のある施設）

マップNo	施設名	住所	最寄駅	年齢別地域枠定員数							開設時間
		連絡先		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計	
㊦	icon調布仙川園	仙川町1-9-23 STフラット1F 03(6874)7693	仙川	6				-		6	7:00～20:00
㊧	icon調布駅前園	布田5-2-1 ライフプラザ調布1F 042(444)1454	調布	5				-		5	7:00～20:00
㊨	JAXAそらのこ保育園	深大寺東町7-44-1 hoiku_soranoko@ml.jaxa.jp	航研前 (バス停)				5			5	8:15～20:15
㊩	飯野おやこ保育園＋調布のまち	布田4-9-4 042(444)8200	調布				50			50	7:00～20:00
㊪	オフィク仙川	仙川町3-10-3 ブランタニエ仙川 03(6633)7474	仙川	9				-		9	7:00～20:00
㊫	カメラキッズ国領園	国領町4-21-12 フェリーチェ国領1F 042(444)6199	国領	9				-		9	7:30～20:30
㊬	カメラキッズ調布園	小島町1-5-6 アールアンドエスビル1階 042(452)8705	調布	15				-		15	7:30～20:30

重要! 企業主導型保育事業を検討されている方へ

企業主導型保育事業を申込む場合には、施設に「支給認定証の写し」を提出する必要があります。

認可保育園を申込んだことがある方は、初回に「調布市子どものための教育・保育給付認定申請書」を提出いただいているため、「支給認定証」を発行し、ご自宅に送付しています。

認可保育園に申込んだことがない方は、「調布市子どものための教育・保育給付認定申請書」と「保護者全員分の保育が必要なことを証明する書類（P.11 参照）」を保育課へ提出してください。書類審査後、10日程度で「支給認定証」をご自宅に送付します。

- 注意**
- ・ 支給認定証は、遡って交付することができません。必ず入園前に手続きをしてください。
 - ・ 支給認定証を紛失した場合は、再発行しますので、保育課にて再発行の申請をしてください。1週間程度でご自宅に送付します。

その他の認可外保育施設

マップNo	施設名	住所	定員数	保育時間
		連絡先		
㊭	i Kids Star 仙川	仙川町3-10-9シティハウス仙川ステーションコート1階 03(5313)5051	94	7:30～20:00
㊮	青木病院内 保育室	上石原3-33-17 042(483)1355	12	8:00～19:00
㊯	調布東山病院内 たけのこ保育園	小島町2-39-3 042(489)6243	18	8:00～0:30
㊰	多摩川病院保育室	国領町5-31-1 042(483)4114		休園中
㊱	New World International School	仙川町3-9-15モンヴィラージュ仙川103 03(3305)0573	45	8:00～19:00
㊲	宗教法人調布聖書バプテスト教会付属 こひつじ幼児園	上石原1-17-1 042(487)3219	65	8:00～18:00
㊳	保育所ちびっくランド 国領園 (一時預かり)	国領町7-18-12 調布岡ガーデンB棟1階D号室 042(444)8838	5	7:30～18:30

※ 一般の方の受入を行っていない場合があります。

3 その他の保育サービス（令和8年8月1日時点の情報です）

補助制度を利用できることがあります。詳しくは、各事業の市ホームページをご確認ください。

■ 一時預かり

市内在住で、就学前までのお子さま（原則、認可保育園などに在籍している子を除く。）を、理由を問わず一時的にお預かりする事業です。申込み・利用方法などは、直接施設にお問い合わせください。



※ 食物アレルギーがある場合は、昼食・おやつが提供できないことがあります。

施設名 問合せ先	実施日	実施時間	受入開始年齢	定員	使用料	昼食代	おやつ代	利用制限等
ベネッセひまわり保育園 042(481)7108	毎日 (12/29～1/3を除く)	8:30～17:30	満1歳※1	10人	4時間以内 1,500円 4時間超～8時間以内 3,000円 8時間超～ 3,500円	250円	100円	休業日を除き、連続して7日以内で、1か月15日以内 (1歳未満は2日以内)
パイオニアキッズ ちょうふ園 042(426)7074	毎日 (毎月第2土曜日・日曜日を除く)	9:00～17:00	満3か月	5人	最初の2時間まで500円 以降1時間ごとに500円	250円	100円	1か月4回以内
調布なないろ保育園 042(444)3900	月～土 (祝日を除く)		満1歳	5人	半日（4時間）1,500円 9:00～13:00、13:00～17:00 1日（8時間）3,000円 9:00～17:00	250円	50円	延長時間 30分 300円 最大利用可能時間8:30～17:30 (朝夕どちらかのみ)
深大寺保育園 042(485)2828	月～金 (休園日を除く)	8:30～17:00	満2歳	8人	4時間以内 1,500円 4時間超～8時間以内 3,000円 8時間超～ 3,500円	250円	100円	
城山保育園上石原※2 042(490)2031			満1歳	8人	4時間以内 1,500円 4時間超～8時間以内 3,000円 8時間超～ 3,300円	310円	90円	登録料 500円
エンゼルシー 042(480)8075				4人	半日（4時間）1,500円 8:30～12:30、9:00～13:00、 13:00～17:00 1日（8時間半）3,300円 8:30～17:00	250円	100円	登録料 500円 延長時間 30分 300円 最大利用可能時間8:30～17:30
皐月保育園※2 042(482)2323		9:00～17:00	満2歳	9人	半日（4時間）1,500円 9:00～13:00、13:00～17:00 1日（8時間）3,000円	250円	100円	登録料 500円 延長時間 30分 300円 最大利用可能時間8:30～17:30
にじいろ保育園柴崎※2 042(426)9673			満1歳	3人	9:00～17:00	250円	100円	登録料 500円
ぼけっとランド 仙川保育園 03(6709)1016		9:00～18:00	3歳児クラス	4人	1時間ごとに500円	250円	100円	
仙川保育園 03(3300)1284		8:30～17:00		認可 空保 きが 園あ の定 場員 合に のみ	4時間以内 1,500円 4時間超～8時間以内 3,000円 8時間超～ 3,300円	250円	100円	
富士見保育園 042(481)7671								
東部保育園 03(3307)2081								
つつじヶ丘どろんこ 保育園 03(5315)9412						7:00～20:00	生後57日目	4時間以内 1,500円 4時間超～8時間以内 3,300円 8時間超～ 3,500円

※1 保護者の傷病、災害、事故、冠婚葬祭等、緊急の場合は満10か月から利用できます。

※2 城山保育園上石原、皐月保育園、にじいろ保育園柴崎には、保護者の傷病、災害、事故、冠婚葬祭等、緊急のための定員が別にあります。

■ 定期利用保育事業

複数月にわたって継続的な保育を必要とする方のお子さまをお預かりする事業です。市内在住で、認可保育園や認可外保育施設を月ぎめ利用しておらず、月の必要保育時間が160時間未満の満1歳から就学前までのお子さまが対象です。申込み・利用方法などは、直接施設にお問い合わせください。



施設名 問合せ先	実施日	実施時間	対象年齢	定員	使用料
エンゼルシー 042(480)8075	月～金 (施設の休園日を除く)	8:30～17:00	満1歳～就学前	2人	4時間以内 1,100円 4時間超～8時間以内 2,200円

■ 病児・病後児保育事業

病気の急性期または回復期にあるお子さまを、①～③すべてに該当する場合、一時的にお預かりする事業です。

- ① 病気の急性期または回復期にあるため、保育園等（一時預かりを除く）へ登園することができない
- ② 保護者が就労などにより、家庭で育児が困難
- ③ 施設の指導医が受入可能と判断した

施設名 問合せ先	実施日	実施時間	対象年齢	定員	使用料
エンゼルケアルーム 042(480)6160 ポピンズルーム調布 03(5384)2181	月～金 (祝日、年末年始を除く)	8:30～17:30	満1歳～ 小学校6年生	各4人	1日2,500円

重要! 病児・病後児保育事業の利用方法（詳細は市ホームページをご覧ください。）



- 1 病児保育予約システムのアカウント登録をします。
- 2 各施設の予約受付開始日時以降に、病児保育予約システムで予約申込みをします。
- 3 予約確定通知が来た方は、事前に病児保育予約システムの間診票に入力の上、利用日当日に、施設の指導医の診察を受け、利用の許可を得てください。

費用は施設で直接お支払いいただきます。その他の持ち物は、施設へお問い合わせください。

■ こども誰でも通園制度

保育園や幼稚園等に通っていないお子さまの定期的なお預かりと、その保護者との面談を通じて、在宅子育て家庭を支援する事業です。

申込み・利用方法などは、施設により異なります。詳細は、市ホームページをご覧ください。



施設名	実施日（施設の休園日を除く）	実施時間	対象年齢	定員
調布白菊幼稚園	月～金	9:30～14:00	2歳児	48人
仙川教会子どもの家	火・木曜日または水・金曜日	9:15～12:30	2歳児	28人(14人2組)
調布若竹幼稚園	月～金	9:00～13:45	2歳児	6人
マルガリタ幼稚園	原則月曜日または木曜日	10:00～12:45	満2歳児・満3歳児	30人
調布多摩川幼稚園	月～金	9:00～14:00	2歳児	20人
深大寺元町ちとせ保育園	月～金	通常保育の時間内	0歳6か月～2歳児	在籍児の状況による
調布ヶ丘ちとせ保育園	月～金	通常保育の時間内	0歳6か月～2歳児	在籍児の状況による
深大寺東町ちとせ保育園	月～金	通常保育の時間内	0歳6か月～2歳児	在籍児の状況による
グラン仙川ちとせ保育園	月～金	通常保育の時間内	0歳6か月～2歳児	在籍児の状況による
プティ仙川ちとせ保育園	月～金	通常保育の時間内	0歳6か月～2歳児	在籍児の状況による
ヒューマンアカデミー上石原保育園	月～金	通常保育の時間内	0歳6か月～2歳児	在籍児の状況による
ヒューマンアカデミー調布多摩川保育園	月～金	通常保育の時間内	0歳6か月～2歳児	在籍児の状況による
城山保育園上石原(※)	月～金	8:30～16:30	満1歳児～2歳児	5人
リトルキッズスター(※)	月～金	7:00～19:00	2歳児	在籍児の状況による
ちいはぐ・仙川	月～金	9:30～16:00	満1歳児（利用日時点）	在籍児の状況による
ヒューマンアカデミー西調布保育園	月～金	通常保育の時間内	0歳6か月～2歳児	在籍児の状況による

(※) 令和9年4月実施開始予定です。

VIII 幼稚園



■ 「幼稚園」の主なポイント

- 教育面の充実
各園の特色ある教育理念に基づいた「良質な幼児教育」が受けられます。
- 共働き世帯も利用しやすい
通常の教育時間の前後（早朝・夕方）に「預かり保育」を市内すべての園で実施しています。
- 補助制度が充実しており、経済的な負担が小さい
幼児教育無償化や市の補助金など、入園料・保育料等の負担軽減制度があります。

■ 入園申込み方法

入園を希望する幼稚園に直接願書を提出します。
願書の配付方法や提出期限などは、市ホームページや市報9月20日号でご案内しています。
その他、詳細は各園にお問い合わせください。

■ 入園できるお子さまと保育料補助上限金額

学年		生年月日
満3歳児クラス	2歳児 (3歳の誕生日前まで)	令和6年4月2日～令和7年4月1日
	満3歳児 (3歳の誕生日以降)	
3歳児クラス(年少)		令和5年4月2日～令和6年4月1日
4歳児クラス(年中)		令和4年4月2日～令和5年4月1日
5歳児クラス(年長)		令和3年4月2日～令和4年4月1日

※ 「満3歳児クラス」は、市内7園（P.42 参照）で実施しています（令和8年8月1日時点）。

■ 補助制度の概要（今後、変更になる場合があります。）

施設の種類によって、補助制度が異なります。詳細は、入園後に園を通じてご案内します。

- (1) 入園料補助 年額上限：30,000 円
- (2) 保育料補助 月額基本上限：34,300 円（令和8年10月以降の予定合計金額）
※ 世帯収入等により、補助金額を決定します。
※ 施設型給付幼稚園は、保育料が全額無償です。その他の負担額について、月額基本上限6,300 円の範囲内で補助します。
- (3) 預かり保育利用料補助：980 円（令和8年10月以降の予定合計金額）×利用日数 ※要事前申請
対象者：共働き世帯など保育の必要性があり、市から認定を受けている方
- (4) 給食費（副食費）補助 月額上限：4,900 円
対象者：世帯市民税所得割合算額が77,101 円（年収360万円相当）未満または小学校3年生以下のきょうだいで第3子以降

調布市内幼稚園一覧（令和 8 年 8 月 1 日時点の情報です）

マップNo.	幼稚園名	住所 電話番号	保育料 実質負担額 (月額) ※年少	園バス	給食	プレ保育	満3歳児 クラス	1日の預かり時間（最長日の場合）				長期休暇中の 預かり保育日数(予定)		
								最大預かり時間	預かり保育 (朝)	教育時間	預かり保育 (夕)	夏休み	冬休み	春休み
あ	晃華学園マリアの園幼稚園	佐須町5-28-1 042(485)0040	2,000円	○	○	○	×	10時間	8:00～9:30	9:30～13:40	13:40～18:00	15	6	6
い	桐朋幼稚園	若葉町1-41-1 03(3300)2111	17,600円	×	×	×	×	8時間	-	9:00～14:00	14:00～17:00	-	-	-
う	マルガリタ幼稚園	下石原3-55-2 042(482)8056	0円	×	○	○	○	10時間	8:00～8:45	8:45～14:00	14:00～18:00	26	10	13
え	保恵学園幼稚園	富士見町3-1 042(480)2937	0円	○	○	○	○	10時間	8:00～9:00	9:00～14:00	14:00～18:00	21	6	9
お	つつじがおか幼稚園	西つつじヶ丘4-23 042(482)1779	0円	×	○	○	×	10時間	8:00～9:00	9:00～14:00	14:00～18:00	27	10	7
か	調布若竹幼稚園 (施設型給付園)	国領町6-28-8 042(483)1735	0円	○	○	○	○	8時間	-	9:00～14:00	14:00～17:00	15	4	5
き	調布白菊幼稚園	東つつじヶ丘2-12-1 03(3309)6111	4,700円	○	○	○	○	11時間	7:30～9:00	9:00～14:00	14:00～18:30	21	10	15
く	調布多摩川幼稚園	染地3-1-29 (ハ号棟内) 042(483)4666	700円	○	○	○	○	9時間30分	8:00～9:00	9:00～14:00	14:00～17:30	24	9	8
け	染地幼稚園	染地3-1-1279 042(483)9356	0円	×	○	○	×	10時間	8:00～9:00	9:00～14:00	14:00～18:00	15	5	5
こ	調布星美幼稚園	深大寺元町3-21-10 042(482)3535	2,700円	○	○	○	○	10時間	8:00～8:30	8:30～14:00	14:00～18:00	23	5	10
さ	駿河台大学第一幼稚園 (施設型給付園)	国領町3-8-15 042(487)4111	0円	○	○	○	○	10時間	8:00～9:00	9:00～14:00	14:00～18:00	26	6	8

※ 原則、土曜日・日曜日・祝日はお休みです。

※ 保育料実質負担額は、月額保育料から、34,300 円（無償化及び市補助金の令和 8 年 1 0 月以降の予定合計金額）を差し引いた金額です。保育料の他に、入園料や施設維持費等がかかる場合があります。

※ 給食の実施日数は、幼稚園によって異なります。

※ 「プレ保育」とは、幼稚園入園前のお子さまが、幼稚園の生活を体験できる活動です。対象年齢や活動内容は、幼稚園によって異なります。

※ 「預かり保育」とは、教育時間の前後に、お子さまを預かることです（有料）。

幼稚園類似の幼児施設

マップNo.	園名	住所 電話番号	保育料 実質負担額 (月額) ※年少	園バス	給食	プレ保育	満3歳児 クラス	1日の預かり時間				長期休暇中の 預かり保育日数(予定)		
								最大預かり時間	預かり保育 (朝)	教育時間	預かり保育 (夕)	夏休み	冬休み	春休み
し	仙川教会子どもの家	若葉町2-27 03(3300)8159	0円	○	×	○	×	9時間	8:00～9:00	9:00～14:00	14:00～17:00	18	6	8

※ 保育料実質負担額は、月額保育料から、34,300 円（無償化及び市補助金の令和 8 年 1 0 月以降の予定合計金額）を差し引いた金額です。保育料の他に、入園料や施設維持費等がかかる場合があります。

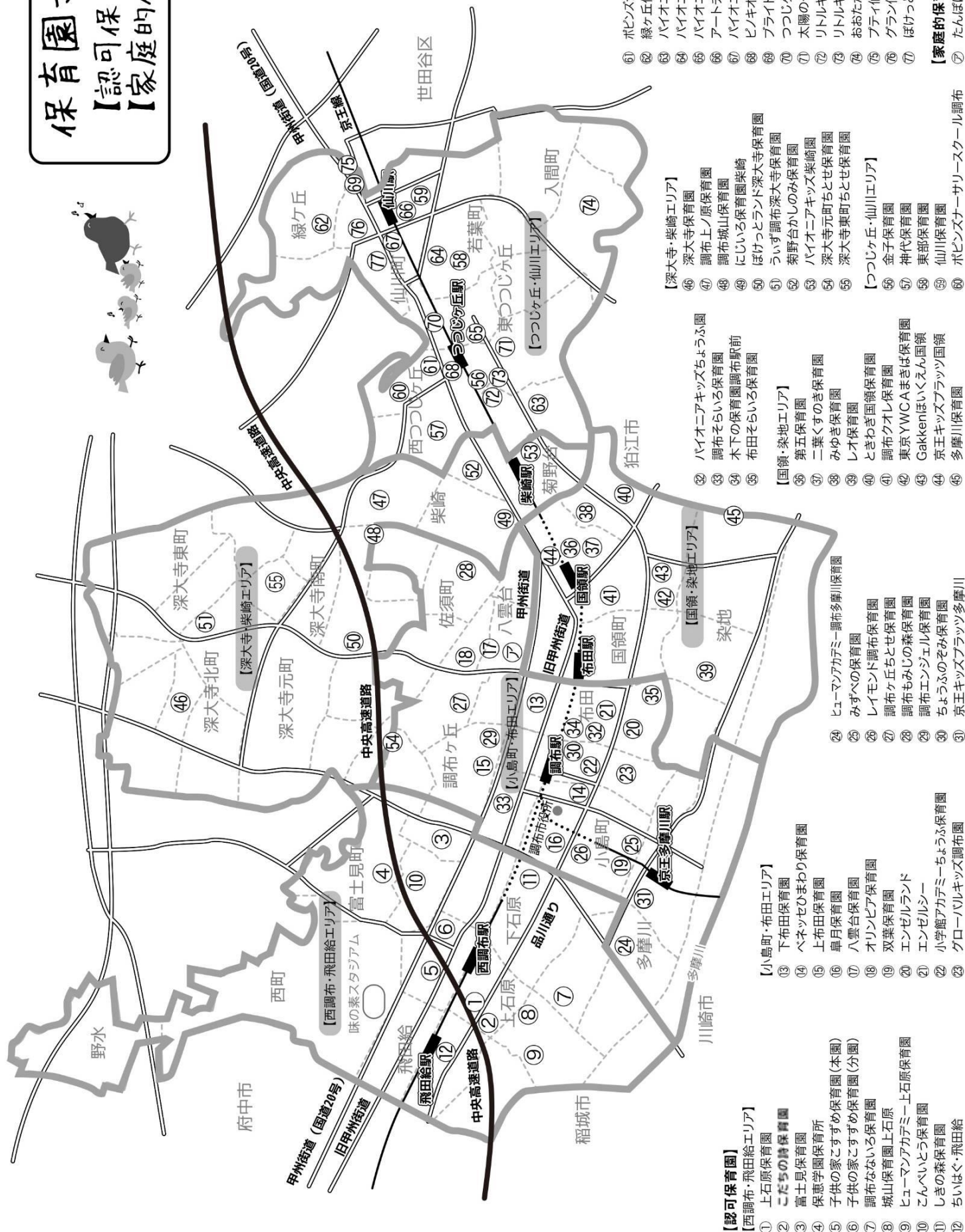
※ 「幼稚園類似の幼児施設」とは、幼稚園教育を行うことを目的として知事が認定した施設であり、調布市の補助制度の対象施設です。



保育園マップ

【認可保育園】

【家庭的保育】



【認可保育園】

【西調布・飛田給エリア】

- 1 上石原保育園
- 2 こだちの詩保育園
- 3 富士見保育園
- 4 保志学園保育所
- 5 子供の家こすずめ保育園(本園)
- 6 子供の家こすずめ保育園(分園)
- 7 調布なないろ保育園
- 8 城山保育園上石原
- 9 ヒューマンアカデミー上石原保育園
- 10 こんべいとう保育園
- 11 しきの森保育園
- 12 ちはいぐ・飛田給

【小島町・布田エリア】

- 13 下布田保育園
- 14 ベネッセひまわり保育園
- 15 上布田保育園
- 16 鼻月保育園
- 17 八雲台保育園
- 18 オリンピア保育園
- 19 双葉保育園
- 20 エンゼルランド
- 21 エンゼロジー
- 22 小学館アカデミーちようふ保育園
- 23 グローバルキッズ調布園

【国領・染地エリア】

- 24 ヒューマンアカデミー調布多摩川保育園
- 25 みずべの保育園
- 26 レイモンド調布保育園
- 27 調布ヶ丘とせ保育園
- 28 調布もみじの森保育園
- 29 調布エンジェル保育園
- 30 ちようふのぞみ保育園
- 31 京王キッズプラッツ多摩川

【国領・柴崎エリア】

- 32 バイオニアキッズちようふ園
- 33 調布そらいろ保育園
- 34 木下の保育園調布駅前
- 35 布田そらいろ保育園
- 36 第五保育園
- 37 ニ葉くすのき保育園
- 38 みゆき保育園
- 39 レオ保育園
- 40 とぎわき国領保育園
- 41 調布クオレ保育園
- 42 東京YWCAまきば保育園
- 43 Gakkenほいくえん国領
- 44 京王キッズプラッツ国領
- 45 多摩川保育園

【深大寺・柴崎エリア】

- 46 深大寺保育園
- 47 調布上ノ原保育園
- 48 調布城山保育園
- 49 にじいろ保育園柴崎
- 50 ほけっとランド深大寺保育園
- 51 ういず調布深大寺保育園
- 52 萩野台しのみ保育園
- 53 バイオニアキッズ柴崎園
- 54 深大寺元町とせ保育園
- 55 深大寺東町とせ保育園
- 56 金子保育園
- 57 神代保育園
- 58 東部保育園
- 59 仙川保育園
- 60 ポピンズナーサリースクール調布

【つつじヶ丘・仙川エリア】

- 56 金子保育園
- 57 神代保育園
- 58 東部保育園
- 59 仙川保育園
- 60 ポピンズナーサリースクール調布

【つつじヶ丘・仙川エリア】

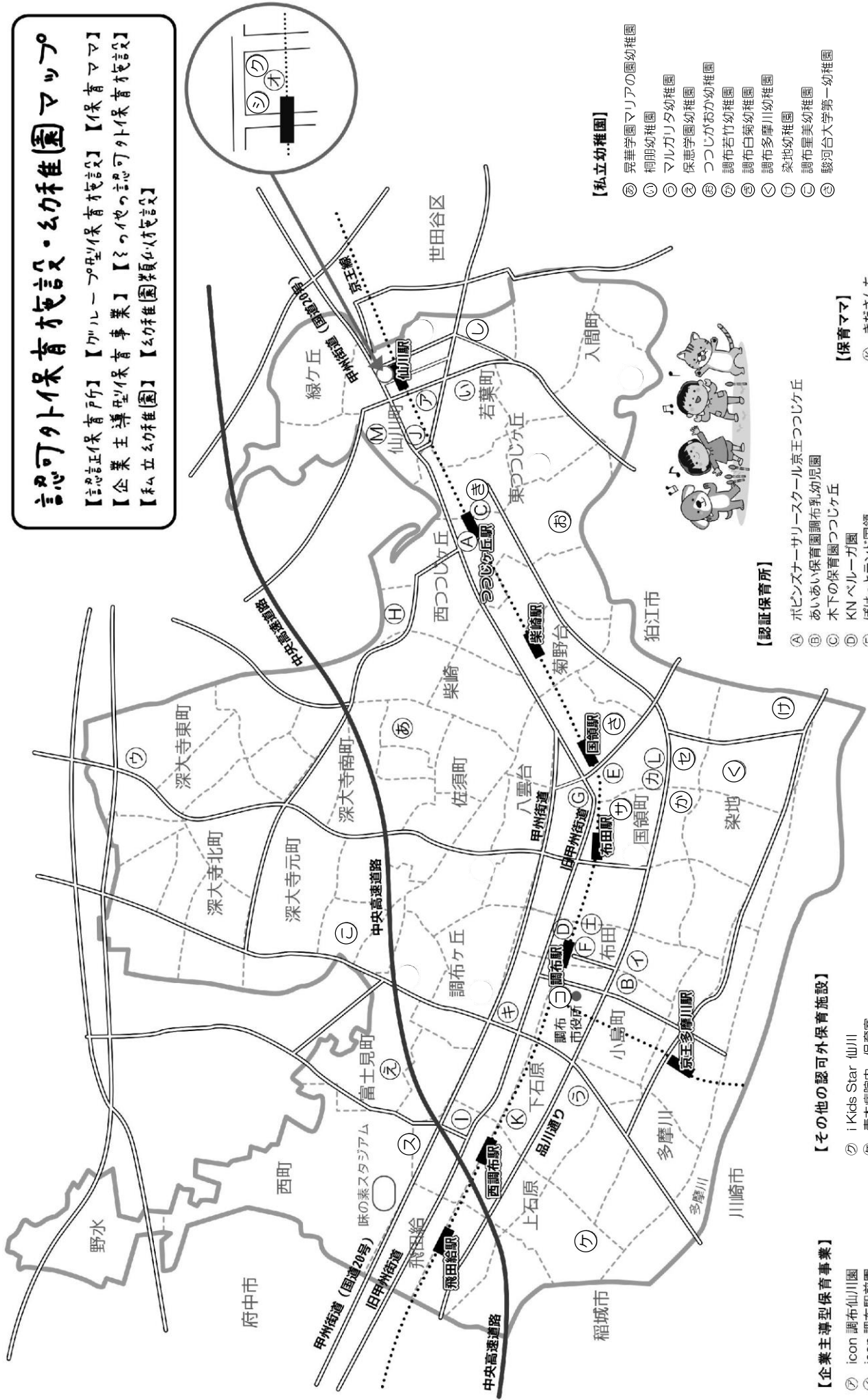
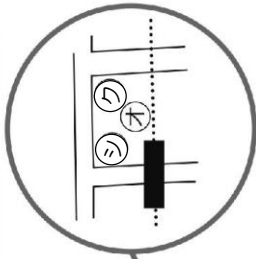
- 61 ポピンズナーサリースクール調布(分園)
- 62 緑ヶ丘保育園
- 63 バイオニアキッズ萩野台園
- 64 バイオニアキッズ仙川園
- 65 バイオニアキッズつつじヶ丘園
- 66 アートチャイルドケア仙川
- 67 バイオニアキッズ第2仙川園
- 68 ヒノキオ幼児舎つつじヶ丘保育園
- 69 プライム保育園調布仙川
- 70 つつじヶ丘とろんこ保育園
- 71 太陽の子つつじヶ丘保育園
- 72 リトルキッズスター(分園)
- 73 リトルキッズスター(本園)
- 74 おおたかの空保育園
- 75 プティ仙川とせ保育園
- 76 グラン仙川とせ保育園
- 77 ほけっとランド仙川保育園

【家庭的保育】

- 7 たんぽぽ

認可外保育施設・認可保育園マップ

【認証保育所】 【グループ型保育施設】 【保育ママ】
 【企業主導型保育事業】 【その他の認可外保育施設】
 【私立認可保育園】 【認可保育園類似施設】



【認証保育所】

- ① ポピンズナーサリースクール京王つつじヶ丘
- ② あいあい保育園調布乳幼児園
- ③ 木下の保育園つつじヶ丘
- ④ KN ベルギー園
- ⑤ ぼけっとランド国領
- ⑥ 都市型保育園ポラー東京調布園
- ⑦ 木下の保育園国領
- ⑧ 藤ウエルネス保育園
- ⑨ ヒューマンアカデミー西調布保育園
- ⑩ ミアヘルサ保育園ゆらりん仙川

【保育ママ】

- ⑪ きださんち
- ⑫ ばる

【グループ型保育施設】

- ⑬ ちはる・仙川
- ⑭ 仙川教会子どもの家

【認可保育園】

- ⑮ 児華学園マリアの園認可保育園
- ⑯ 桐朋認可保育園
- ⑰ マルガリタ認可保育園
- ⑱ 保愚学園認可保育園
- ⑲ つつじがおか認可保育園
- ⑳ 調布若竹認可保育園
- ㉑ 調布白菊認可保育園
- ㉒ 調布多摩川認可保育園
- ㉓ 染地認可保育園
- ㉔ 調布星美認可保育園
- ㉕ 駿河台大学第一認可保育園

【その他の認可外保育施設】

- ① i Kids Star 仙川
- ② 青木病院内 保育室
- ③ 調布東山病院内 たけのこ保育園
- ④ 多摩川病院保育室
- ⑤ New World International School
- ⑥ 帝教法人調布聖マリア教会付属 こひび幼稚園
- ⑦ 保育所ちびっこランド 国領園

【企業主導型保育事業】

- ① icon 調布仙川園
- ② icon 調布駅前園
- ③ JAXA そらのご保育園
- ④ 飯野おやこ保育園+調布のまち
- ⑤ オフイクス仙川
- ⑥ カメリアキッズ国領園
- ⑦ カメリアキッズ調布園



●市ホームページ>子育て・教育>保育園・保育サービス>認可保育園>4月入園の申し込み